



第2次

# さぬき市男女共同参画プラン — 改訂版 —

2019 (平成31) 年度~2023 (平成35) 年度

自分らしく、  
ともに  
いきいきと  
生きることが  
できるまち



2019 (平成31) 年3月  
さぬき市

---

---

# 第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）

2019（平成31）年度～2023（平成35）年度

---

---

香川県 さぬき市

# ～ 目 次 ～

<b>第1章</b>	<b>プラン策定に当たって</b>	<b>1</b>
【1】	プラン策定の趣旨	1
【2】	男女共同参画社会について	2
<b>第2章</b>	<b>プランの概要</b>	<b>3</b>
【1】	プランの位置付け	3
【2】	プランの策定方法	4
1	アンケート調査の実施	4
2	中学生ワークショップの開催	4
3	さぬき市男女共同参画推進協議会における協議	5
【3】	プランの期間	5
<b>第3章</b>	<b>プラン策定の社会的背景</b>	<b>6</b>
【1】	男女共同参画に関する国際的な動向	6
【2】	国の動向	8
1	第4次男女共同参画基本計画の策定	8
2	女性活躍の推進	8
3	子育て支援の推進	9
4	配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正	9
5	防災計画等における男女共同参画の視点	9
【3】	香川県の動向	10
<b>第4章</b>	<b>本市の現状</b>	<b>12</b>
【1】	人口等の現状	12
1	人口・世帯数の動き	12
2	人口動態	12
3	年齢別人口構成	13
4	婚姻の状況	14
5	就業構造	15
6	年齢別就業率	16
7	世帯構成	17
8	ひとり親家庭	17
【2】	アンケート調査結果の概要	18
1	男女の平等意識	18
2	結婚、家庭生活と男女の役割	19
3	女性管理職の登用	21
4	男女がともに働きやすい社会環境	22
5	ハラスメントの被害	23
6	仕事と家庭・プライベートの優先度	24

7	DVの経験と相談状況	24
8	さぬき市に期待する男女共同参画の取組	27
	【3】数値目標の達成状況	28
<b>第5章</b>	<b>プランの基本的な考え方</b>	<b>30</b>
	【1】基本理念	30
	【2】基本目標	30
	【3】施策体系	32
<b>第6章</b>	<b>施策の展開方向と行動計画</b>	<b>33</b>
	<b>基本目標1 誰もが認め合えるまちづくり</b>	<b>33</b>
	【基本方針1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	33
	1 人権尊重の意識づくり	33
	2 男女共同参画の意識づくり	34
	【基本方針2】学びの場における男女共同参画の推進	35
	1 男女平等の視点に立った教育の推進	35
	2 生涯学習を活用した啓発の推進	35
	<b>基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）</b>	<b>36</b>
	【基本方針3】政策方針決定の場における男女共同参画の推進	36
	1 市政等への多様な意見の反映	36
	2 事業所等における女性活躍推進の支援	37
	【基本方針4】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	38
	1 働きやすい職場環境づくり	38
	2 仕事と子育て・介護の両立支援	38
	【基本方針5】地域社会における男女共同参画の推進	39
	1 地域活動における男女共同参画	39
	2 防災分野における男女共同参画	39
	<b>基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり</b>	<b>40</b>
	【基本方針6】あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）	40
	1 暴力を許さない意識づくり	40
	2 相談支援の充実	40
	3 被害者への支援	40
	【基本方針7】生涯を通じた健康づくり	42
	1 あらゆる世代への健康づくり支援	42
	2 学校保健の充実	42
	3 母子保健の充実	43
	【基本方針8】安心できる福祉のまちづくり	44
	1 地域共生社会の実現に向けた環境づくり	44
	2 安心して暮らせる環境づくり	45

<b>第7章 プランの推進</b>	<b>47</b>
【1】 推進体制	47
1 さぬき市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進	47
2 庁内推進体制の充実	47
3 市民との連携	47
4 関係機関との連携	47
【2】 進捗管理	47
【3】 数値目標	48
<b>資料編</b>	<b>50</b>
【1】 第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）の策定経過	50
【2】 さぬき市男女共同参画推進協議会委員名簿	51
【3】 さぬき市男女共同参画関連条例等	52
1 さぬき市男女共同参画推進条例	52
2 さぬき市男女共同参画推進協議会規則	55
3 さぬき市男女共同参画推進本部設置要綱	56
【4】 関係法令等	57
1 男女共同参画社会基本法	57
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	60
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	65
4 香川県男女共同参画推進条例	72
【5】 男女共同参画関係年表	75
【6】 用語解説	80

# 第1章 プラン策定に当たって

## 【1】プラン策定の趣旨

---

我が国では、少子高齢社会の到来により、これまでの社会構造が大きく変わりつつあります。社会が継続的・持続的な発展をしていくためには、全ての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

さぬき市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、2004（平成16）年6月に「さぬき市男女共同参画プラン」を策定するとともに、2009（平成21）年6月24日には、「さぬき市男女共同参画推進条例」を公布・施行しました。その後、2014（平成26）年3月に「第2次さぬき市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきたところです。

しかしながら、2017（平成29）年に行った市民アンケート調査からは、性別による固定的役割分担意識や社会通念慣行に対する認識が少しずつ高まっているものの、依然として多くの市民が男女の不平等を感じているとの結果が示されており、引き続き市民一人ひとりの意識改革につながる取組が必要です。

また、2015（平成27）年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が公布・施行され、あらゆる場における女性の活躍の場を拡大する環境の整備が進められるなど、社会経済情勢の急激な変化に対応することも求められています。

そこで、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、第2次プランの見直しを行い、「第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

なお、本プランは、国の男女共同参画基本計画及び香川県の男女共同参画プランとの整合性に配慮した上で、これまでの本市における取組の点検・評価結果をはじめ、市民アンケート調査結果等を踏まえ、より実効性のあるプランに向けた取組指針と具体的行動計画を示すものです。

## 【2】男女共同参画社会について

---

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。この考え方にに基づき、次の5つの基本理念を掲げ、性別にとらわれることなく、あらゆる分野で活躍できる社会づくりが、その目指す方向とされています。

本プランは、この基本理念に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を目的としています。

### 【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（要約）】

#### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。

#### 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共に様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

#### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の一員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

#### 国際的協調

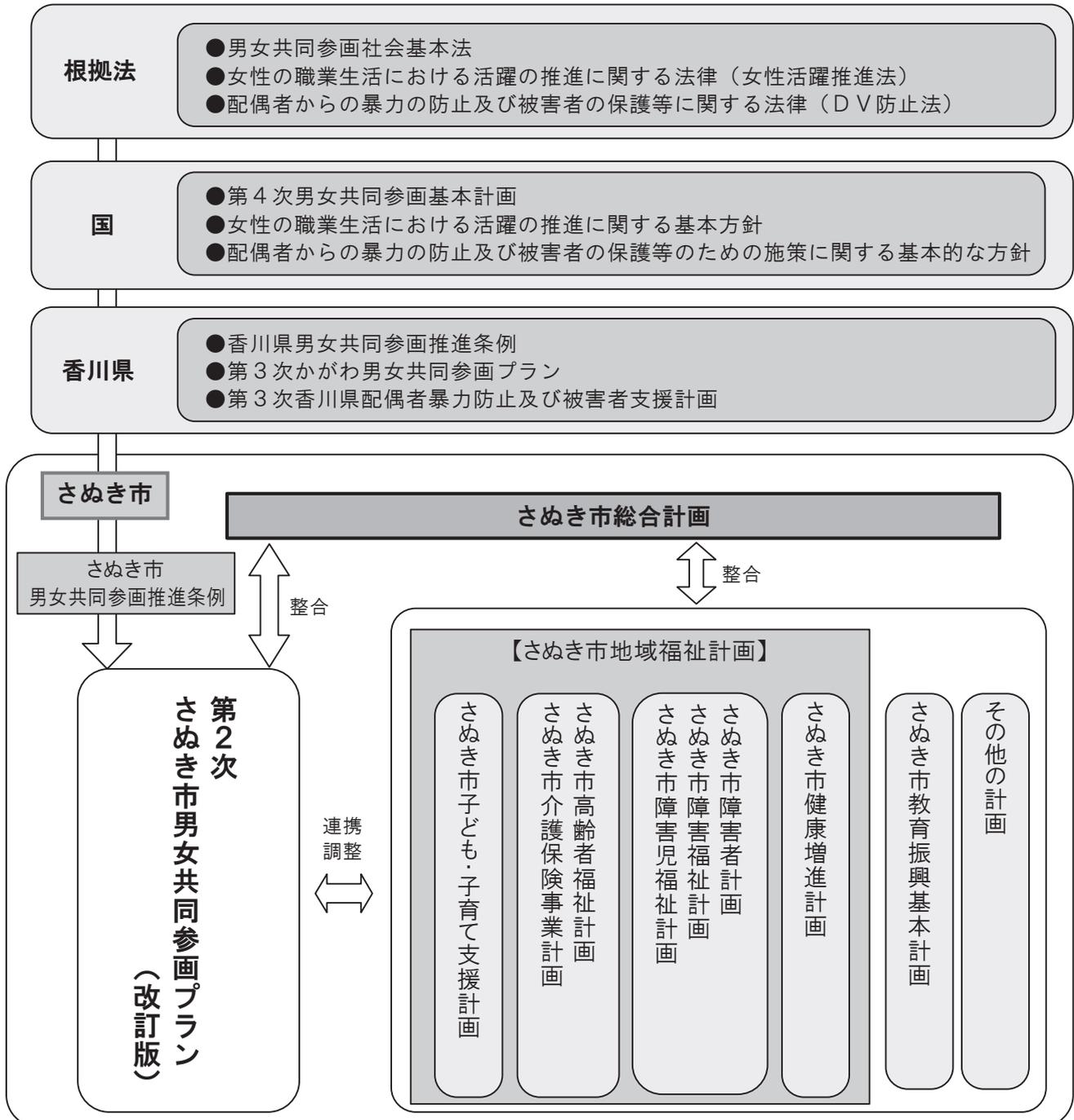
国際的協調の下に歩むことも大切であることから、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

## 第2章 プランの概要

### 【1】プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や香川県の計画や本市の総合計画をはじめ、関連他計画とも調整し、整合性に配慮して策定しています。

#### 【プランの位置付け】



## 【2】プランの策定方法

### 1 アンケート調査の実施

プランの策定に当たっては、市内在住の18歳以上の市民をはじめ、中学生、教職員、市職員、市内事業所を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する実態や問題点、意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料としました。

調査名称	第2次さぬき市男女共同参画プラン(後期計画)意識調査				
	市民	中学生	教職員	市職員	事業所
調査対象	18歳以上の市民	市内中学校の2年生	市内小学校及び中学校の教職員	市職員	市内事業所
調査方法	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配付、回収	各学校を通して配付、回収	男女共同参画・国際交流推進室による配布、回収	郵送配布～郵送回収
調査期間	2017(平成29)年8月	2017(平成29)年8～9月	2017(平成29)年8～9月	2017(平成29)年8月	2017(平成29)年8月
回収結果	配布数 2,000件 有効回収数 791件 有効回収率 39.6%	配布数 426件 有効回収数 410件 有効回収率 96.2%	配布数 80件 有効回収数 80件 有効回収率 100.0%	配布数 100件 有効回収数 100件 有効回収率 100.0%	配布数 80件 有効回収数 42件 有効回収率 52.5%

### 2 中学生ワークショップの開催

次世代を担う子どもたちに、自らの行動を選択・決定する大切さを学んでもらうため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について考える中学生ワークショップを開催しました。



日時	2018(平成30)年8月6日(月)13:20～16:00
場所	さぬき市役所
参加人数	さぬき市立中学校3年生 16名
テーマ	「家庭生活の役割分担について考えよう」

意見	<p>【1班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆性別にかかわらず、自分の得意なことを家族で分担し、協力して生活することが大切。</li> <li>◆親が家事をしてくれることを当たり前と思わず、子どもも家族の一員であることに責任を持つ。</li> </ul> <p>【2班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ごみ出しのような力仕事には向いているかどうかに関係するが、できるだけ仕事を分担すべき。</li> <li>◆女性は家事、男性は仕事のような偏った考えは捨て、男女関係なく協力する。</li> <li>◆幼い頃から、手伝いの習慣をつける。</li> </ul> <p>【3班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆父親や自分たちもできることをする。例えば、家族で役割や当番を決めて、習慣にする。</li> <li>◆家族全員が協力して家事を行う。誰か一人に任せっきりにしない！</li> </ul> <p>【4班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆仕事量の差を平等にするためには、協力が必要。</li> <li>◆家族全員で協力する。</li> <li>◆小さい頃から母親の手伝いなどをする習慣をつける。</li> <li>◆“女子がする”認識を捨てる。</li> <li>◆自分にできる家事は手伝う。</li> <li>◆家族で役割を分担する。</li> <li>◆男女それぞれの特徴を生かす。男性は力仕事、女性は得意なことで役割分担をする。</li> </ul>
----	--

### 3 さぬき市男女共同参画推進協議会における協議

学識経験者や各種団体・組織の代表者、市民によって構成される「さぬき市男女共同参画推進協議会」での審議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、さぬき市男女共同参画推進市民サポーターや市民企画事業<sup>注</sup>実施団体から意見聴取を行いました。

また、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

## 【3】プランの期間

第2次プランの期間は、2014（平成26）年度を初年度とする2023（平成35）年度までの10年間と定め、5年目で中間評価（見直し）を行うことと定めています。本プランは、第2次プランの後期計画として、中間評価後の2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間を期間としています。

注：【市民企画事業】さぬき市内に在住、在勤、在学の方が半数以上所属する3人以上の団体または市内事業所で、かつ活動拠点がさぬき市である市民グループ等が、自主的に実施するまちづくり活動に対して市が助成を行う事業。

## 第3章 プラン策定の社会的背景

### 【1】男女共同参画に関する国際的な動向

男女共同参画を取り巻く国際的な動きをみると、2016（平成28）年3月に開催された「第60回国連婦人の地位委員会」において、優先テーマである「女性のエンパワーメント<sup>注</sup>と持続可能な開発の関連性」に加え、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」についての協議等も行われるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取組は、現在も継続して積極的に進められています。

国連が算出した「人間開発指数（HDI）」や「ジェンダー不平等指数（GII）」では、日本の順位は比較的上位に位置していますが、2018（平成30）年12月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では149か国中110位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。日本では、この20年間で「教育」や「健康」の分野でのジェンダー平等が進展しましたが、「政治」や「経済」の分野では依然として大きな格差が残っているのが現状であり、これらの調査結果は、ジェンダー格差の解消のためには、あらゆる分野において男女共同参画の取組が必要であることを示しています。

#### 【男女共同参画に関する国際的な指数】

HDI(2015年) (人間開発指数) 17位/188か国			GDI(2015年) (ジェンダー開発指数) 55位/160か国			GII(2015年) (ジェンダー不平等指数) 21位/159か国			GGI(2018年) (ジェンダー・ギャップ指数) 110位/149か国		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.949	1	ウクライナ	1.000	1	スイス	0.040	1	アイスランド	0.858
2	オーストラリア	0.939	1	フィンランド	1.000	2	デンマーク	0.041	2	ノルウェー	0.835
2	スイス	0.939	3	フィリピン	1.001	3	オランダ	0.044	3	スウェーデン	0.822
4	ドイツ	0.926	3	タイ	1.001	4	スウェーデン	0.048	4	フィンランド	0.821
5	デンマーク	0.925	5	スロベニア	1.003	5	アイスランド	0.051	5	ニカラグア	0.809
5	シンガポール	0.925	6	スウェーデン	0.997	6	ノルウェー	0.053	6	ルワンダ	0.804
7	オランダ	0.924	6	クロアチア	0.997	6	スロベニア	0.053	7	ニュージーランド	0.801
8	アイルランド	0.923	6	パナマ	0.997	8	フィンランド	0.056	8	フィリピン	0.799
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	日本	0.903	55	日本	0.970	21	日本	0.116	110	日本	0.662

#### 【GGI「分野ごとの順位（日本）」】

分野ごとの順位(GGI)	経済	教育	健康	政治
日本	117位	65位	41位	125位

資料：HDI、GDI及びGIIについては国連開発計画(UNDP)「Human Development Report」  
GGIについては世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report」

注：【エンパワーメント】「力を付けること」の意味。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。

【4つの指標の値が示す意味】

HDI: 保健、教育、所得という人間開発の3つの側面を測る指数。(平均寿命、就学率、一人当たりGDP等)  
値が大きいほど、所得水準や経済成長率など国の開発度合いが大きいことを示している。

GDI: 人間開発の達成度における女性と男性の間の格差を示す指数。  
値が大きいほど、男女間の格差が小さいことを示している。

GII : 国家の人間開発の達成が、男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする指数。  
値が小さいほど、男女間の格差が小さいことを示している。

GGI: 経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に、男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。  
値が大きいほど、男女間の格差が小さいことを示している。

## 【2】国の動向

### 1 第4次男女共同参画基本計画の策定

国では、男女共同参画社会基本法に基づき、2015（平成 27）年 12 月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」という。）を策定しています。

「第4次計画」では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱に定められています。

さらに、「女性活躍推進法」を踏まえ、女性の採用・登用の促進をはじめ、女性が活躍しやすい環境の整備や女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

#### 【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

### 2 女性活躍の推進

2016（平成 28）年 4 月に全面施行された「女性活躍推進法」では、国や地方公共団体、民間企業等に対して、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付け、女性活躍推進の取組の着実な推進を目指しています。

また、2018（平成 30）年 5 月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するために、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、実態調査や啓発活動、人材育成等を通じて、国及び地方公共団体等に、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどが、努力義務として定められました。

#### 【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### 3 子育て支援の推進

2015（平成 27）年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始により、幼児期における保育・学校教育の質と量が共に確保され、地域の子育て支援の充実が推進されています。また、期間が延長された次世代育成支援対策推進法<sup>注</sup>では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の更なる推進が求められています。

### 4 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

DV防止法は、2013（平成 25）年に改正され、生活を共にする交際相手からの暴力とその被害者についても、配偶者からの暴力とその被害者に準じて法律の適用対象とされました。

また、併せて「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）も改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの大量送信等もストーカー行為に加えられました。

### 5 防災計画等における男女共同参画の視点

国の「防災基本計画」では、東日本大震災を含む過去の災害対応の経験を基に、災害時の避難所における女性や子育て家庭などに対する配慮など、男女共同参画の視点に立った計画の見直しや取組の強化が行われました。

注：【次世代育成支援対策推進法】急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」に 2003（平成 15）年 7 月に制定された法律。10 年間の時限立法であったが、2014（平成 26）年 4 月の改正により 10 年延長されている。

### 【3】香川県の動向

香川県では、2001（平成 13）年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定、2002（平成 14）年に「香川県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後のプラン改訂を経て、2015（平成 27）年には、「第3次かがわ男女共同参画プラン」を策定するとともに、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めています。

また、2016（平成 28）年1月には、「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」が策定されています。

#### 【第3次かがわ男女共同参画プラン「施策体系」】

基本目標	重点目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤づくりの推進	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 4 国際的視点に立った男女共同参画の推進
II あらゆる分野における女性の活躍の推進	5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 6 男女の仕事と生活の調和 7 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保 8 農山漁村での男女共同参画の推進 9 地域における男女共同参画の推進 10 科学技術・学術における男女共同参画の推進
III 女性の安全・安心対策の推進	11 女性へのあらゆる暴力の根絶 12 生涯を通じた女性の健康支援 13 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

【男女共同参画に関する 10 年間の動向】

年	国	香川県		さぬき市	さぬき市関連計画						
2009 (平成 21)	第2次	かがわ男女共同参画プラン(後期)	香川県配偶者暴力防止及び 被害者支援計画	第1次さぬき市男女共同参画プラン(後期計画)	第1次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第2期地域福祉計画	第4期高齢者福祉・介護保険事業計画	第2次障害者計画	第2期障害福祉計画	さぬき・すこやかプラン21(健康増進計画・母子保健計画)	
2010 (平成 22)								第4期高齢者福祉・介護保険事業計画	第2次障害者計画		第2期障害福祉計画
2011 (平成 23)	第3次男女共同参画基本計画	第2次かがわ男女共同参画プラン	第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画		第1次さぬき市総合計画(後期基本計画)	第2期地域福祉計画	第5期高齢者福祉・介護保険事業計画	第3次障害者計画	第3期障害福祉計画		次世代育成支援行動計画
2012 (平成 24)											
2013 (平成 25)											
2014 (平成 26)											
2015 (平成 27)	第4次男女共同参画基本計画	第3次かがわ男女共同参画プラン	第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画		第2次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第3期地域福祉計画	第6期高齢者福祉・介護保険事業計画	第4次障害者計画	第4期障害福祉計画		子ども・子育て支援計画
2016 (平成 28)											
2017 (平成 29)											
2018 (平成 30)											
			かがわ働く女性活躍推進計画	第2次さぬき市男女共同参画プラン	第2次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第7期	第5次	第5期 第1期障害児 福祉計画	さぬき・すこやかプラン21(第2次)(健康増進計画)		

※第1次さぬき市男女共同参画プラン(前期計画):2004(平成 16)年~2008(平成 20)年

## 第4章 本市の現状

### 【1】人口等の現状

#### 1 人口・世帯数の動き

本市の人口は、2015（平成27）年の国勢調査では50,272人と、2005（平成17）年の55,754人から約5,500人減少しており、2005（平成17）年を100とした指数でみると90.2となっています。一方、世帯数はおおむね横ばいで推移しており、2015（平成27）年では19,752世帯（2005（平成17）年を100とした場合98.5）となっています。

1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2005（平成17）年の2.78人から2015（平成27）年では2.55人と、小家族化が進行しています。

#### 【人口・世帯数の推移】

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口 増減率(%)	世帯数 増減率(%)
2005(平成17)年	55,754	20,046	2.78	100.0	100.0
2010(平成22)年	53,000	19,698	2.69	95.1	98.3
2015(平成27)年	50,272	19,752	2.55	90.2	98.5

注：増減率は、2005（平成17）年を100とした場合の各年の割合を示す。

資料：国勢調査

#### 2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を大きく上回り、マイナスで推移しています。また、出生数及び死亡者数は、年によって変動があるものの、大きな変動なく推移しています。

転入と転出からみる「社会動態」については、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しており、転出超過人数は年々増加傾向にあります。

2017（平成29）年では、自然動態がマイナス414人、社会動態がマイナス313人、合計727人の人口減少となっています。

#### 【人口動態】

	自然動態			社会動態			人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
2015(平成27)年	277	679	-402	1,079	1,247	-168	-570
2016(平成28)年	237	699	-462	1,009	1,290	-281	-743
2017(平成29)年	239	653	-414	881	1,194	-313	-727

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：自然動態は保管統計表（厚生労働省）、社会動態は住民基本台帳人口移動報告（各年1月から12月分の移動状況）

### 3 年齢別人口構成

年齢別の人口構成比をみると、2015（平成 27）年では年少人口（14 歳以下）は 10.8%、生産年齢人口（15～64 歳）は 55.1%、高齢者人口（65 歳以上＝高齢化率）は 34.1%となっており、高齢化率は香川県の平均を上回っています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

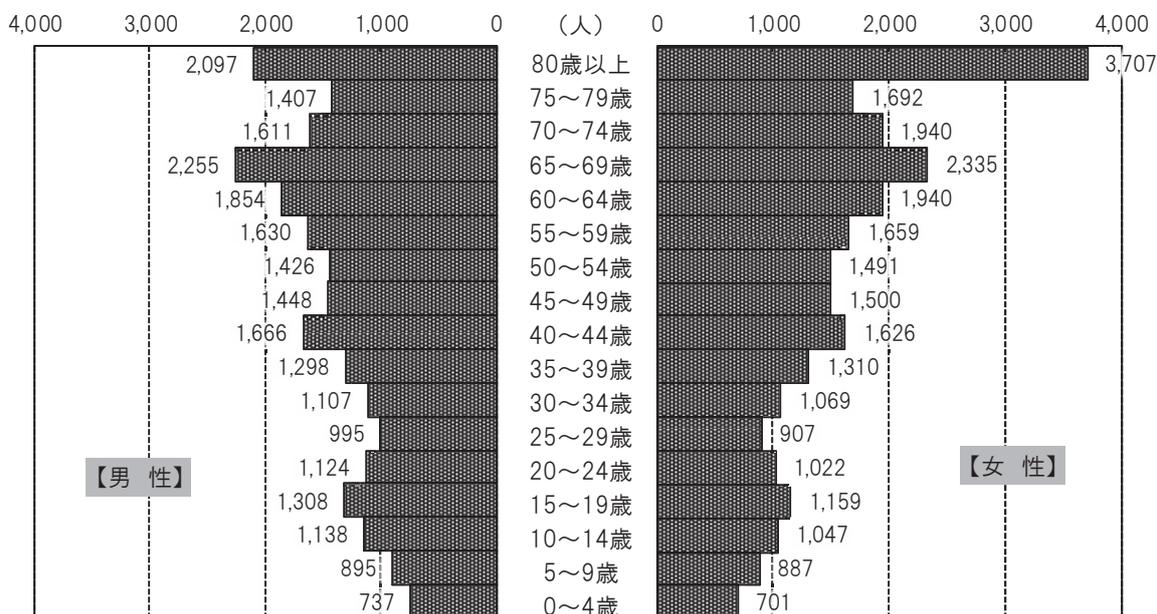
【年齢 3 区分別人口構成比】



資料:国勢調査

さらに、年齢を 5 歳階級別でみると、男女共に 60 歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。また、70 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、特に 80 歳以上では大きな差がみられます。

【年齢 5 歳階級別人口】

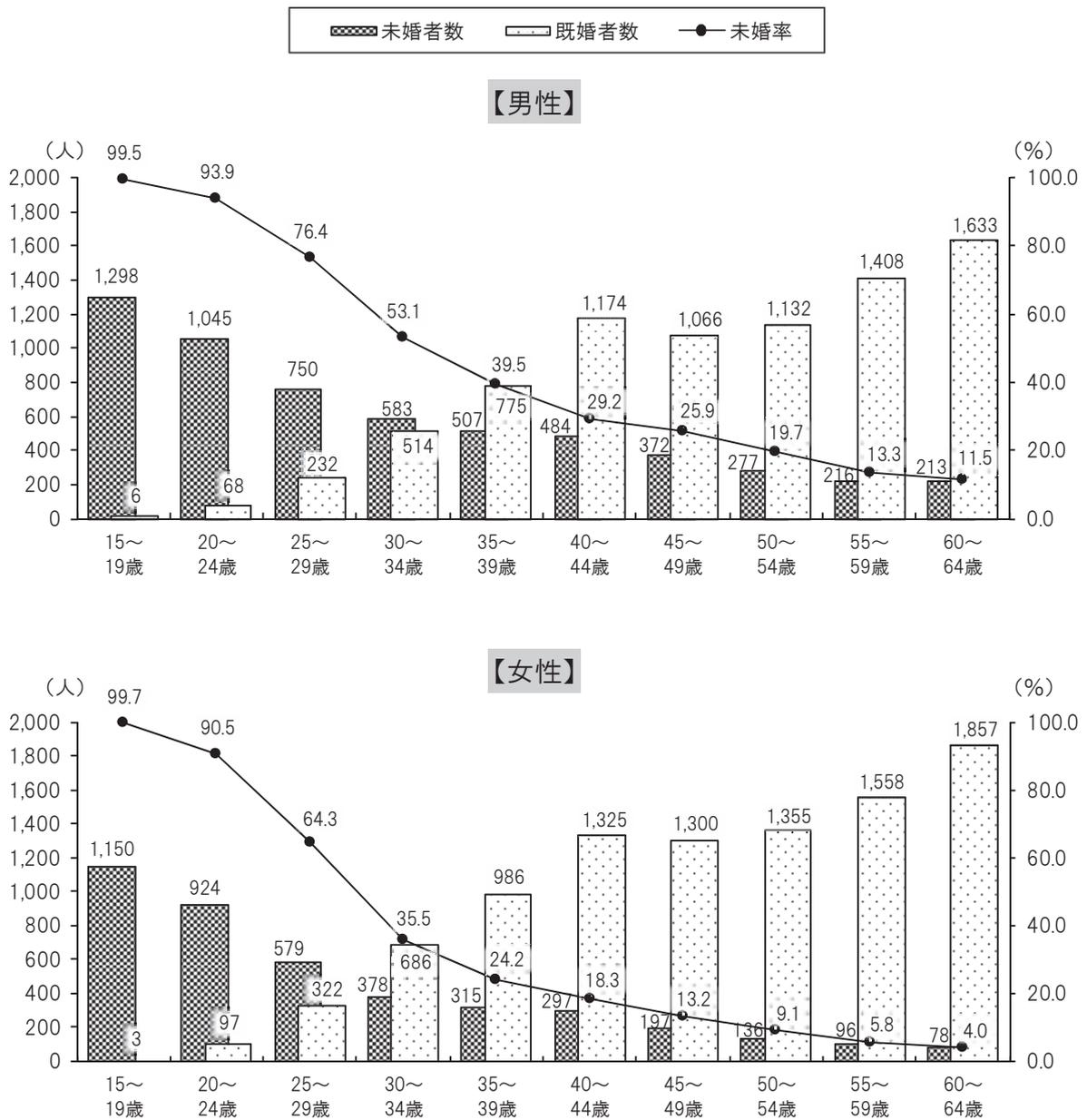


資料:国勢調査(2015(平成 27)年)

## 4 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代の後半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30歳代の前半に逆転しており、男性に比べ既婚者数が大幅に増加しています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



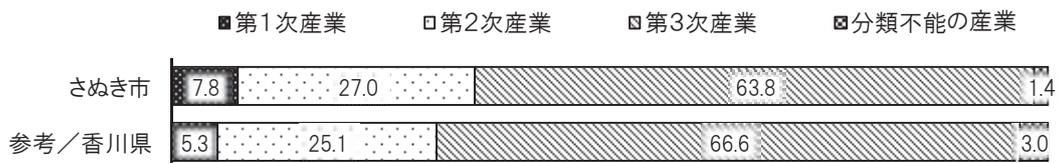
資料: 国勢調査(2015(平成 27)年)

## 5 就業構造

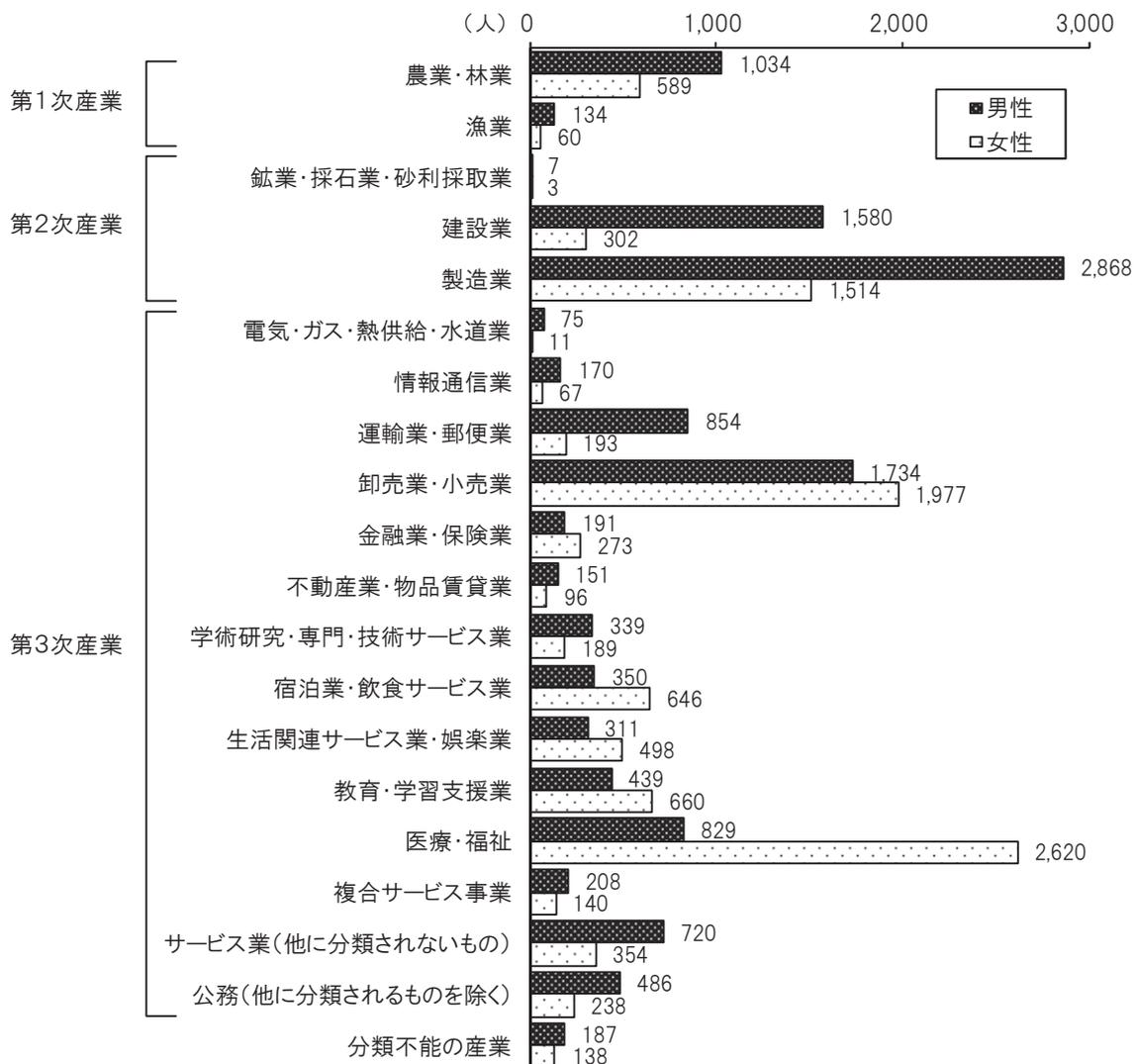
本市の産業別就業者構成比をみると、2015（平成 27）年では第 1 次産業の割合が 7.8%、第 2 次産業が 27.0%、第 3 次産業が 63.8%となっています。香川県全体と比べ、第 3 次産業の割合は低くなっていますが、第 1 次及び第 2 次産業の割合は香川県をやや上回っています。

また、産業大分類別でみると、男性は「製造業」の就業者数が最も多く、次いで「卸売業・小売業」「建設業」などが多くなっています。一方、女性は「医療・福祉」が最も多くなっています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



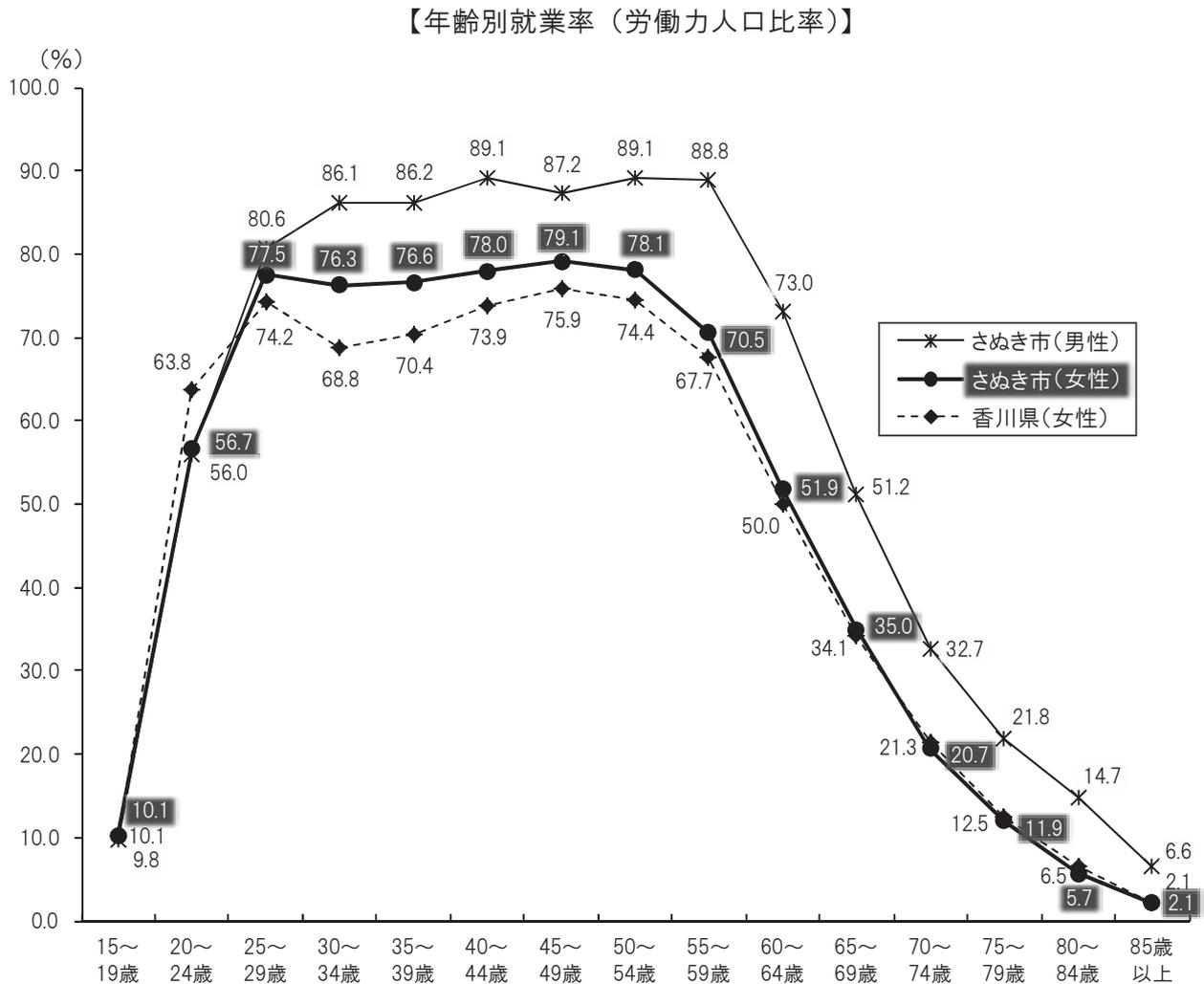
【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



資料：国勢調査（2015（平成 27）年）

## 6 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、香川県の平均に比べ、全体的に就業率は各年齢層共に高くなっています。また、香川県の平均では、いわゆる「M字カーブ<sup>注</sup>」の状況がうかがえますが、本市では緩やかな「台形」の状況にあり、「共働き世帯」が比較的多いことを示しています。



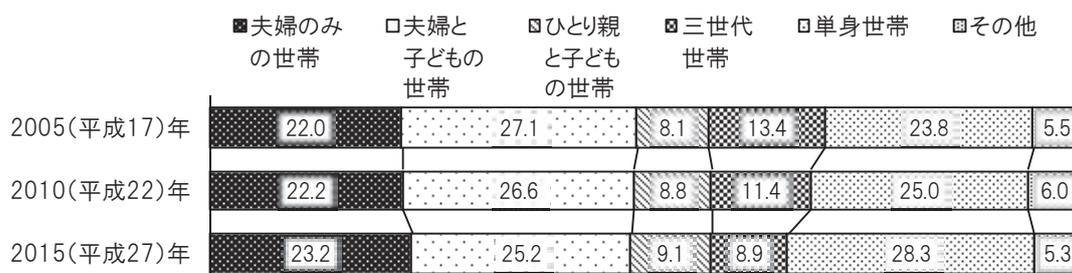
資料：国勢調査(2015(平成 27)年)

注：【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、おおむね 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。

## 7 世帯構成

世帯構成について、2005（平成17）年から2015（平成27）年までの推移で見ると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあり、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

## 8 ひとり親家庭

本市のひとり親家庭については、2015（平成27）年で313世帯となっており、うち母子世帯が271世帯（86.6%）、父子世帯が42世帯（13.4%）となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	2005(平成17)年	2010(平成22)年	2015(平成27)年
ひとり親家庭(合計)	311	290	313
母子世帯数	270(86.8%)	252(86.9%)	271(86.6%)
父子世帯数	41(13.2%)	38(13.1%)	42(13.4%)

資料：国勢調査

## 【2】アンケート調査結果の概要

### 1 男女の平等意識

男女の平等意識をみると、全ての分野において男性優遇意識が女性優遇意識を上回っており、特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」などで目立っています。一方、「学校教育の場」における平等意識は、他の分野に比べて高くなっています。

【男女の平等意識】



資料：市民アンケート調査

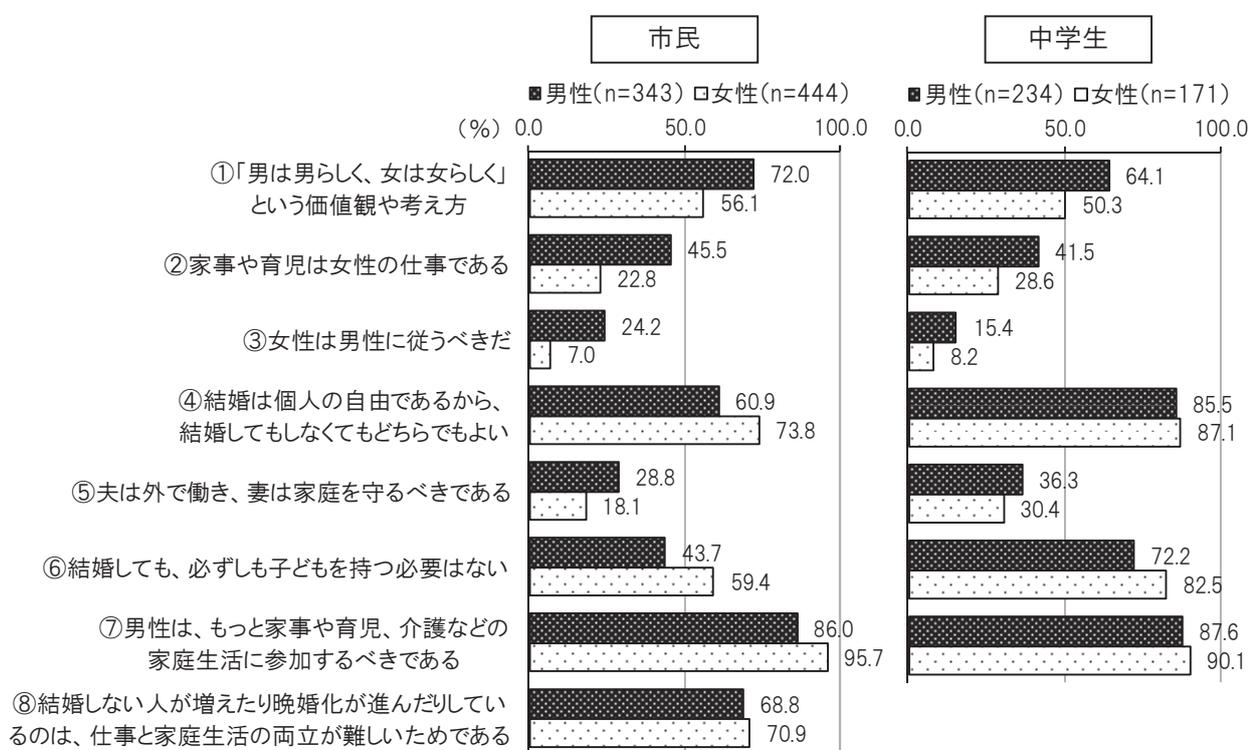
## 2 結婚、家庭生活と男女の役割

市民アンケート調査では、「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参加すべきである」という意見に対する賛成意識は9割以上を占めています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に対しては、7割以上が「反対」と回答しています。

中学生アンケート調査では、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という意見には、8割以上が「賛成」と回答しており、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」では、7割以上が「賛成」と回答しています。

結婚観や子どもを持つことについては、性別や年齢によって差がみられ、若い年齢層ほど賛成が多く、年齢が上がるほどその割合は低くなる傾向にあります。

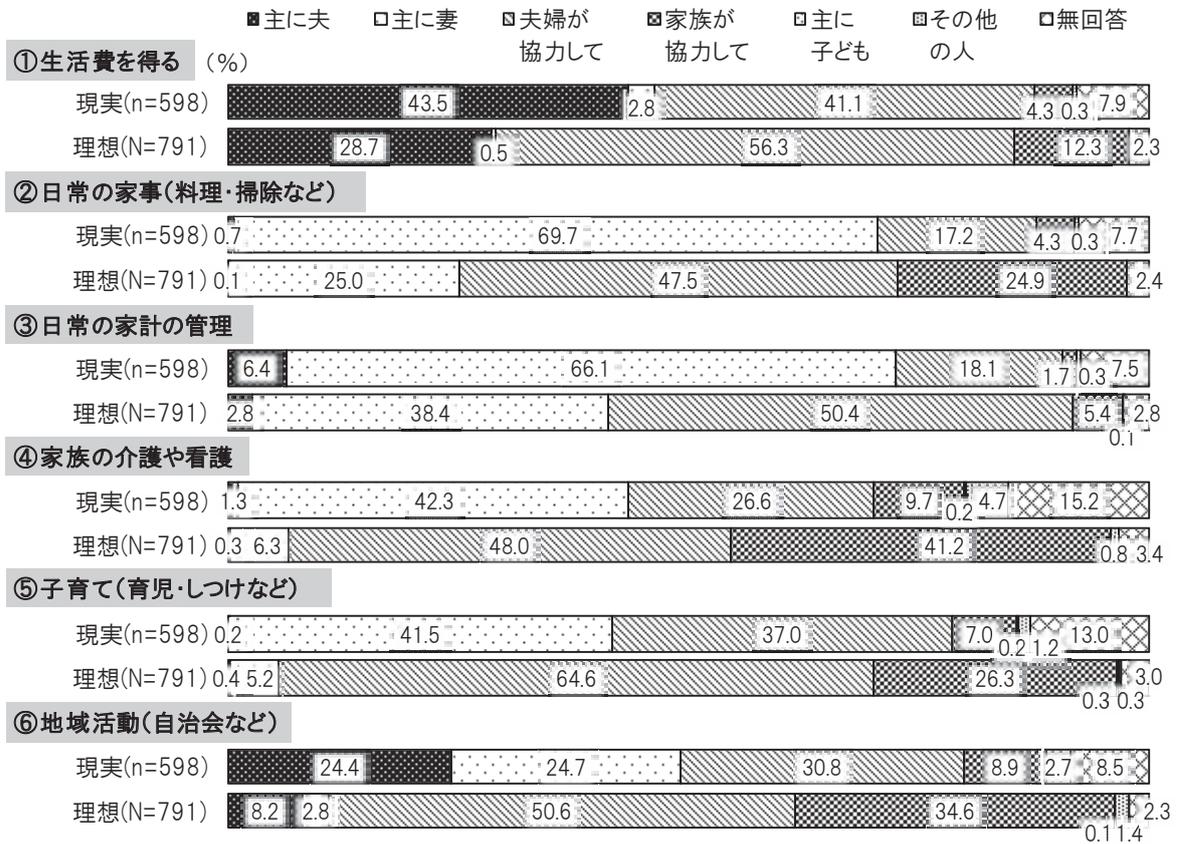
【賛成意識の割合】



資料：市民、中学生アンケート調査

市民アンケート調査では、家庭生活における役割分担として、全ての項目で「夫婦が協力して」分担するのが理想とする割合が高くなっていますが、現実では「主に妻」が分担していることが多く、理想と現実には大きな差がみられます。

### 【家庭生活における役割分担】

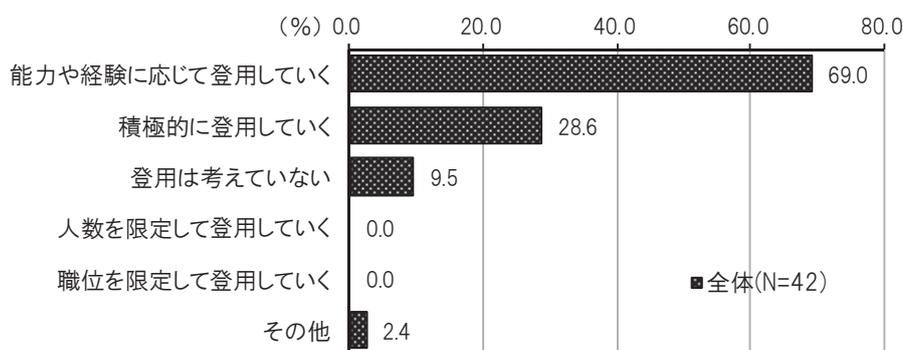


資料：市民アンケート調査

### 3 女性管理職の登用

事業所アンケート調査では、女性管理職の登用については、「能力や経験に応じて登用していく」が最も多くなっていますが、女性管理職が少ない理由としては、「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」「女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できない」などが多く回答されています。

【事業所における女性管理職の登用について】



【事業所における女性管理職が少ない理由】

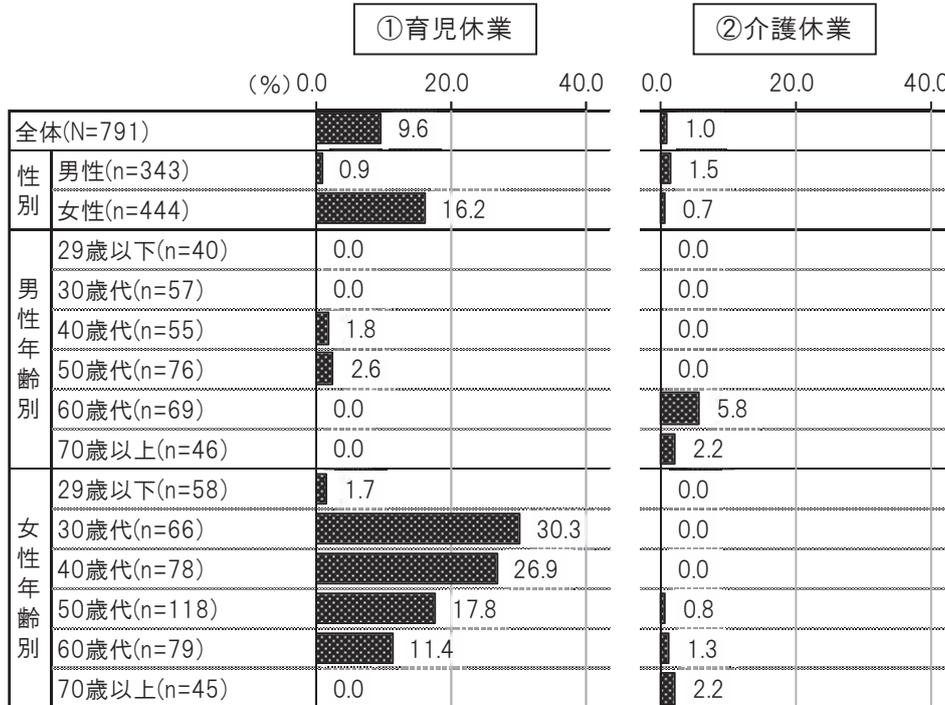
女性管理職が少ない理由(n=36)	回答割合 (%)
女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない	44.4
女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できない	25.0
管理能力の面で、女性の適任者が少ない	22.2
管理職になってもらいたい女性はあるが、在職年数などの条件を満たしていない	19.4
業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない	11.1
上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある	8.3
女性登用の機運が盛り上がっていない	8.3
女性はすぐ辞めてしまうので、人材として育てられない	2.8
目標となる女性の先輩職員がいないので、次が育たない	2.8
顧客が女性管理職を嫌がる	0.0

資料：事業所アンケート調査

#### 4 男女がともに働きやすい社会環境

育児休業の取得率は男性 0.9%、女性 16.2%、介護休業については男性 1.5%、女性 0.7% となっています。

【育児休業や介護休業の取得状況】



資料：市民アンケート調査

男女がともに働きやすい社会環境をつくるために大切なことについては、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする」などの順となっています。

【男女がともに働きやすい社会環境をつくるために大切なこと】

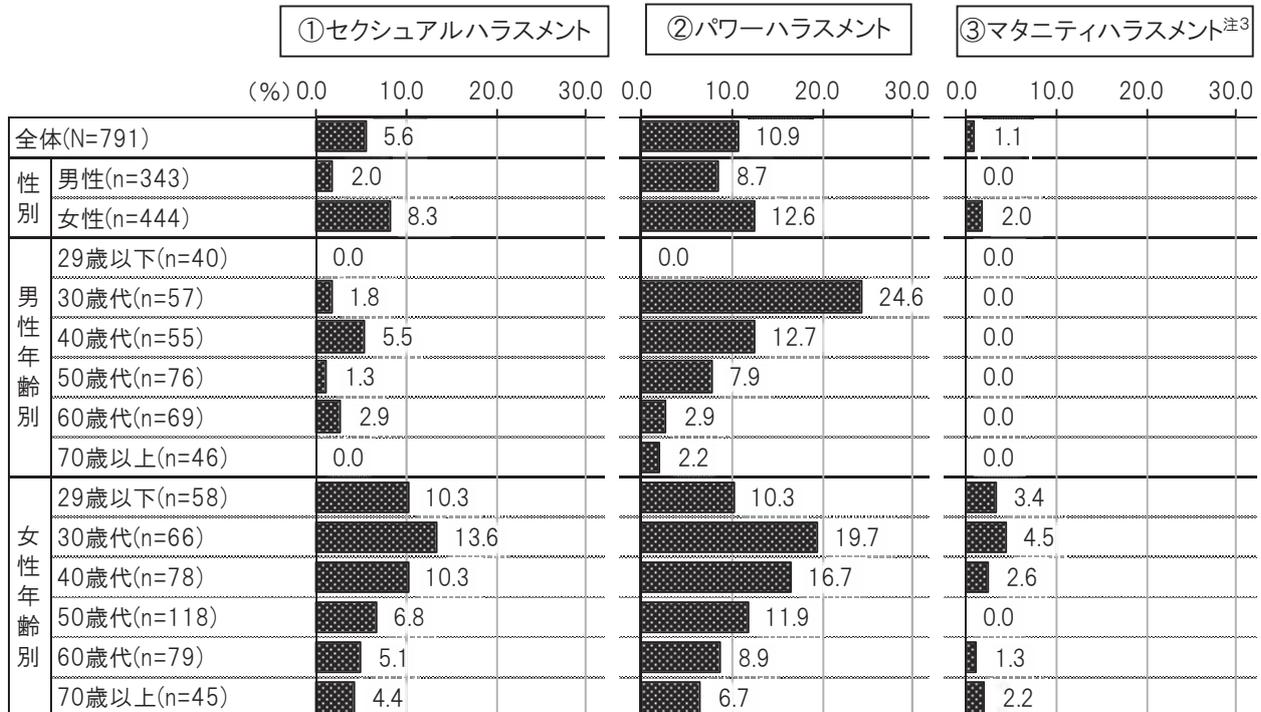
男女がともに働きやすい社会環境をつくるために大切なこと(N=791)	回答割合(%)
男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	56.6
保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	48.3
育児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする	46.0
パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	27.7
労働時間を短縮する	21.9
職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	20.9
男女の雇用機会(採用、勤務条件など)を均等にする	12.9
職場でのハラスメント(いやがらせ)の防止に努める	11.8
性別にかかわらず、職業を選択できるようにする	11.1
女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する	9.5
すでに男女がともに働きやすい社会になっている	0.8

資料：市民アンケート調査

## 5 ハラスメントの被害

セクシュアルハラスメント<sup>注1</sup>被害を受けたことがある女性は8.3%で、特に30歳代で多くみられます。パワーハラスメント<sup>注2</sup>の被害を受けたことがある人は、男性が8.7%、女性が12.6%となっています。

【ハラスメントについて「自分が暴力等を受けたことがある」割合】



資料：市民アンケート調査

注1：【セクシュアルハラスメント】相手の意に反した不快な性的言動や行為のこと。

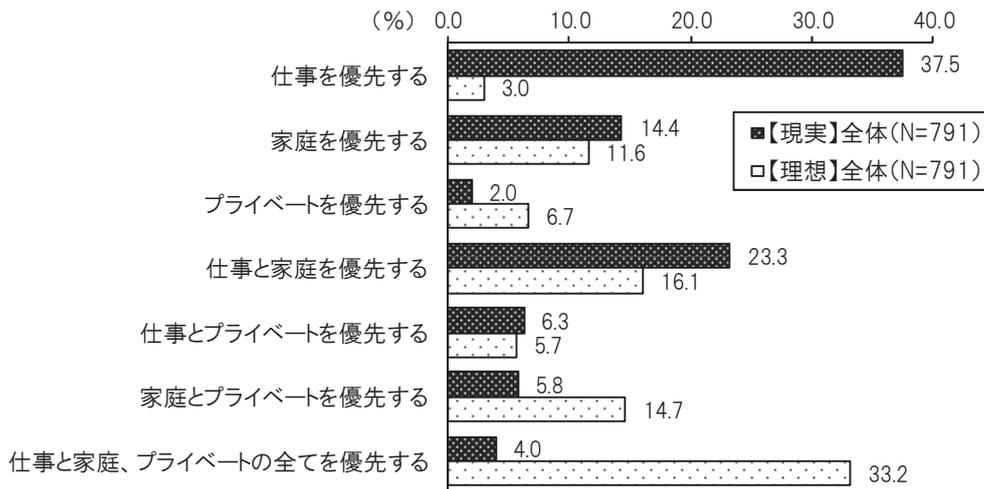
注2：【パワーハラスメント】同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。

注3：【マタニティハラスメント】職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。

## 6 仕事と家庭・プライベートの優先度

仕事と家庭・プライベートの優先度について、現実と理想を比較すると、「仕事を優先する」「仕事と家庭を優先する」などは、現実が理想を大きく上回っています。また、「仕事と家庭、プライベートの全てを優先する」については、理想が現実を大きく上回っており、仕事と家庭・プライベートの優先度については、理想と現実には大きなギャップがうかがえます。

【仕事と家庭・プライベートの優先度（現実と理想）】

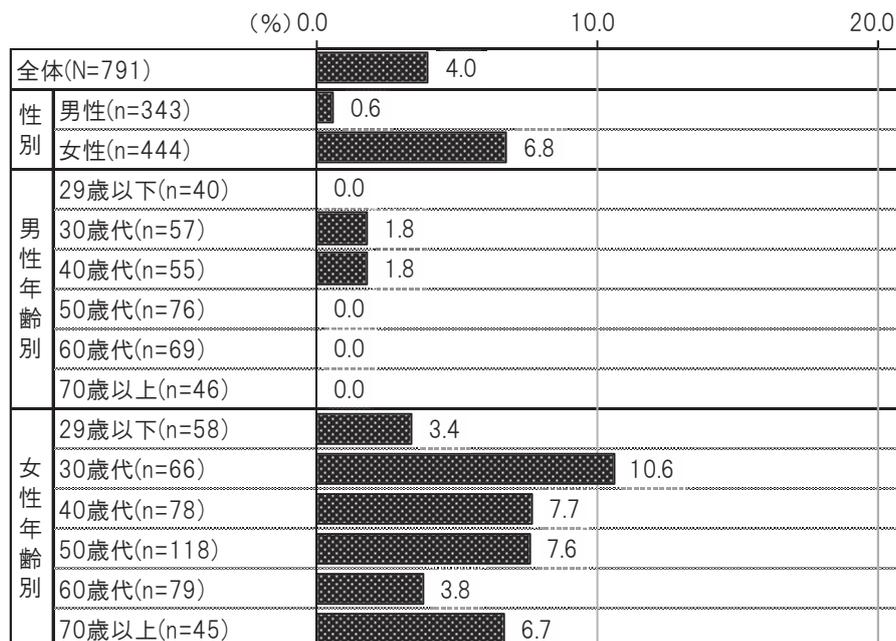


資料: 市民アンケート調査

## 7 DVの経験と相談状況

DVの経験について「自分が暴力等を受けたことがある」割合は、男性が0.6%、女性が6.8%で、特に女性の30歳代で多くなっています。

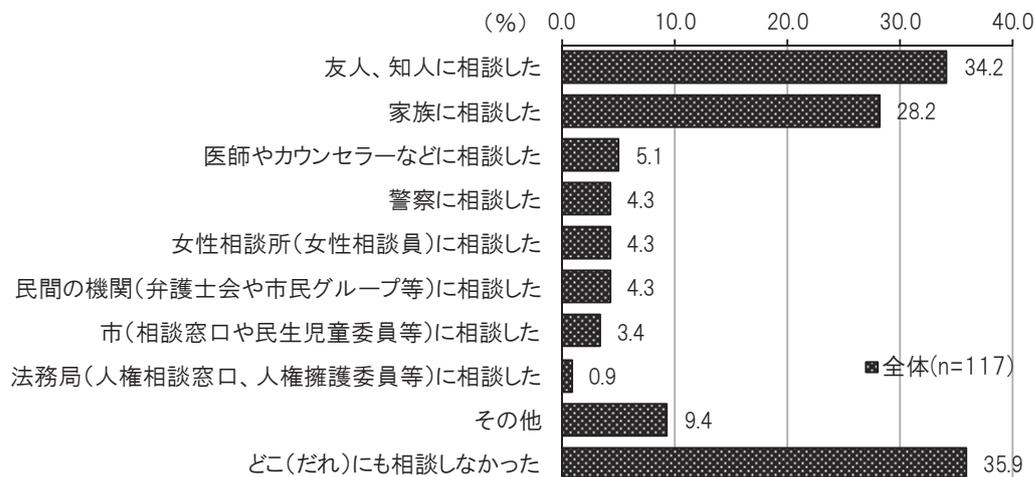
【DVについて「自分が暴力等を受けたことがある」割合】



資料: 市民アンケート調査

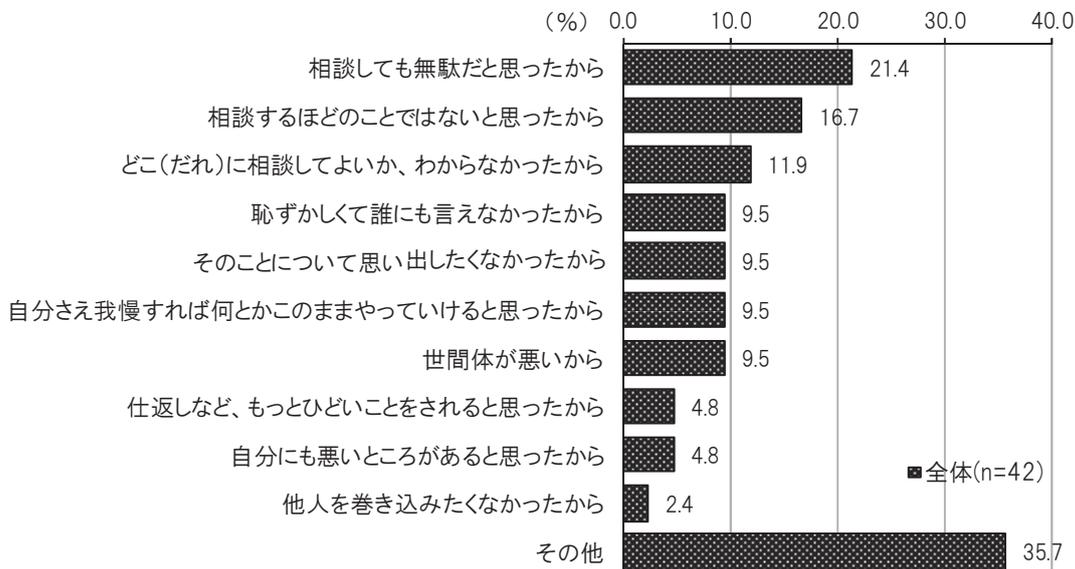
DVの相談先としては、「友人、知人」「家族」が多くなっています。一方、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする人は39.5%となっており、その理由としては、「相談しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」の順となっています。

### 【DVの相談先】



資料:市民アンケート調査

### 【DVの経験をどこ（だれ）にも相談しなかった理由】



資料:市民アンケート調査

DVに対する必要な取組については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」などの順となっています。特に、女性の30歳代では「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」などの取組が必要とされています。

【DVに対する必要な取組】

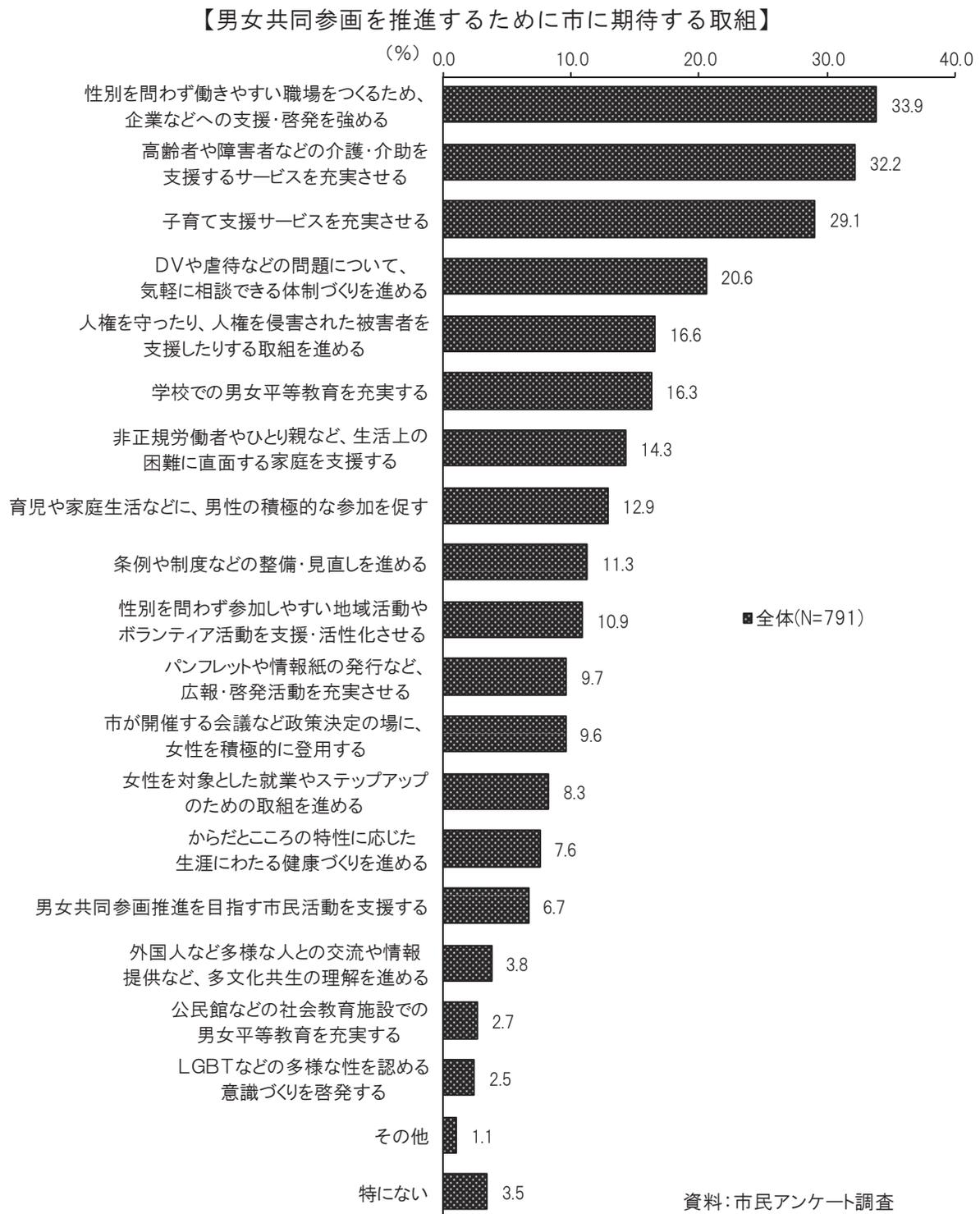
DVに対する必要な取組(N=791)	回答割合(%)
被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	66.2
被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備	40.7
被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	32.7
被害者家庭の子どもへのサポートの充実	28.7
学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	24.8
加害者の更生に向けた対策やサポートの充実	19.0
DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	18.0
家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	16.4
メディア・リテラシー教育の充実	5.1

資料：市民アンケート調査

## 8 さぬき市に期待する男女共同参画の取組

男女共同参画を推進するために市に期待する取組については、「性別を問わず働きやすい職場をつくるため、企業などへの支援・啓発を強める」の割合が最も高く、次いで「高齢者や障害者などの介護・介助を支援するサービスを充実させる」「子育て支援サービスを充実させる」「DVや虐待などの問題について、気軽に相談できる体制づくりを進める」の順となっています。

男女共同参画は市民生活のあらゆる分野に関わっており、特に働きやすい職場をはじめ、子育てや介護への支援等が求められています。



### 【3】数値目標の達成状況

第2次プランでは、取組効果の検証ができるよう、23の数値目標を設定していました。2017（平成29）年度における達成状況は、次のとおりです。

項目	策定時 平成24年度	中間目標値 平成29年度	現状値 平成29年度	達成状況
社会全体において「男女平等」と感じる市民の割合	18.1%	25.8%	18.0%	
社会全体において「男女平等」と感じる中学生の割合	55.4%	62.2%	60.7%	
人権尊重の意識を啓発する講座等の実施	0回 0人	2回以上 800人以上	4回 219人	
子どもを対象とした男女共同参画講座等の実施	0回 0人	1回以上 30人以上	2回 63人	○
幼稚園・保育所における男女共同参画講座等の実施	0回 0人	1回以上 100人以上	160回 6,257人	○
男女共同参画の意識を啓発する講座等の実施	2回 109人	2回以上 120人以上	4回 191人	○
男女共同参画につながる生涯学習講座等の実施	0回 0人	2回 140人	1回 52人	
附属機関等の女性委員の割合	31.8%	32.2%以上	28.6%	
市役所の女性管理職の割合	7.3%	15%以上	12.5%	
家族経営協定 <sup>注</sup> の締結数	25 経営体	30 経営体 以上	30 経営体	○
職場において「男女差別されている」と感じる市民の割合	23.0%	20%未満	-	
市役所男性職員の育児休業取得率	0%	10%以上	9.1%	

注：【家族経営協定】家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

項目	策定時 平成 24 年度	中間目標値 平成 29 年度	現状値 平成 29 年度	達成状況
ファミリー・サポート・センター <sup>注</sup> の登録会員数	おねがい会員 151 人 まかせて会員 127 人	おねがい会員 180 人 まかせて会員 150 人	おねがい会員 220 人 まかせて会員 146 人 どっちも会員 8 人	○
さぬき市防災会議の女性委員の割合	15.2%	15%以上	17.6%	○
男女共同参画推進市民サポーターの登録数	0 人	15 人以上	15 人	○
DV被害を「どこ(だれ)に相談してよいかわからない」とする市民の割合	25.0%	20%以下	11.9%	○
児童虐待防止啓発の実施	5 回	8 回	19 回	○
障害者虐待防止啓発の実施	2 回	2 回以上	1 回	
高齢者虐待防止啓発の実施	29 回	30 回以上	26 回	
子宮頸がん検診受診率	20.2%	50%以上	14.5%	
ライフステージに応じた心身の健康づくりに役立つ講座等の実施	27 回	33 回	27 回	
高齢者等が安心して暮らせる支援において「満足できる」「やや満足できる」と感じる市民の割合	35.2%	37.6% 以上	43.7%	○
地域見守り隊の登録数	0 隊	25 隊	37 隊	○

【出典】2017(平成 29)年度第2次さぬき市男女共同参画プラン数値目標進行状況調査報告書

注：【ファミリー・サポート・センター】育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織。

## 第5章 プランの基本的な考え方

### 【1】基本理念

本市では、第2次プランにおいて「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」という基本理念を定め、男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

本プランでは、この基本理念を継続し、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### ● 第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）の基本理念 ●

### 自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち

### 【2】基本目標

本プランでは、第2次プランにおいて掲げた3つの基本目標を継続し、各分野における施策を計画的に推進します。

#### 基本目標1 誰もが認め合えるまちづくり

人権の尊重と男女平等意識は、男女共同参画社会を形成する上で基盤となる考え方ですが、固定的な性別役割分担意識や固定観念は根強く残っており、市民が個性や能力を発揮できる機会を妨げる要因となっています。

誰もが認め合える社会をつくるためには、市民一人ひとりの意識改革による社会全体への男女共同参画意識の浸透、そして、次世代を担う子どもたちが多様な生き方の中から自分に合った人生を歩めるような環境の整備に取り組むことが必要です。

このため、あらゆる機会を捉えた広報・啓発活動をはじめ、幼児期から学齢期にかけての男女平等教育の推進、生涯を通して継続的に学習できる機会の充実などに取り組みます。

基本目標1に関する施策の展開方向を示すため、次のとおり基本方針を定めます。

【基本方針1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【基本方針2】学びの場における男女共同参画の推進

## 基本目標 2 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

男女共同参画社会の実現とは、男女が対等なパートナーとして活躍できる社会を目指すことですが、固定的な性別役割分担意識や固定観念によって市民の自由な選択を妨げられ、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できていないのが現状です。

誰もが活躍できる社会をつくるためには、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、職場や地域、家庭において自分らしい生活を送れるような環境の整備に取り組むことが必要です。

このため、あらゆる分野における政策方針決定の場への多様な市民の参画をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、課題解決に取り組む市民主体の活動やネットワークづくりの支援などに取り組みます。

基本目標 2 に関する施策の展開方向を示すため、次のとおり基本方針を定めます。

【基本方針 3】 政策方針決定の場における男女共同参画の推進

【基本方針 4】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【基本方針 5】 地域社会における男女共同参画の推進

## 基本目標 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

配偶者等からの暴力（DV）や恋人間の暴力（デートDV）、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などに代表される男女間での暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で根絶を目指した取組が求められています。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、男女が生涯にわたり地域の中でいきいきと生活し、一人ひとりが個性と能力に応じて生きがいを発揮できるような環境の整備に取り組むことが必要です。

このため、あらゆる暴力の根絶に向けた関係機関と連携した活動をはじめ、生涯にわたる健康維持・増進、住み慣れた地域での安心した暮らしへの支援などに取り組みます。

基本目標 3 に関する施策の展開方向を示すため、次のとおり基本方針を定めます。

【基本方針 6】 あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

【基本方針 7】 生涯を通じた健康づくり

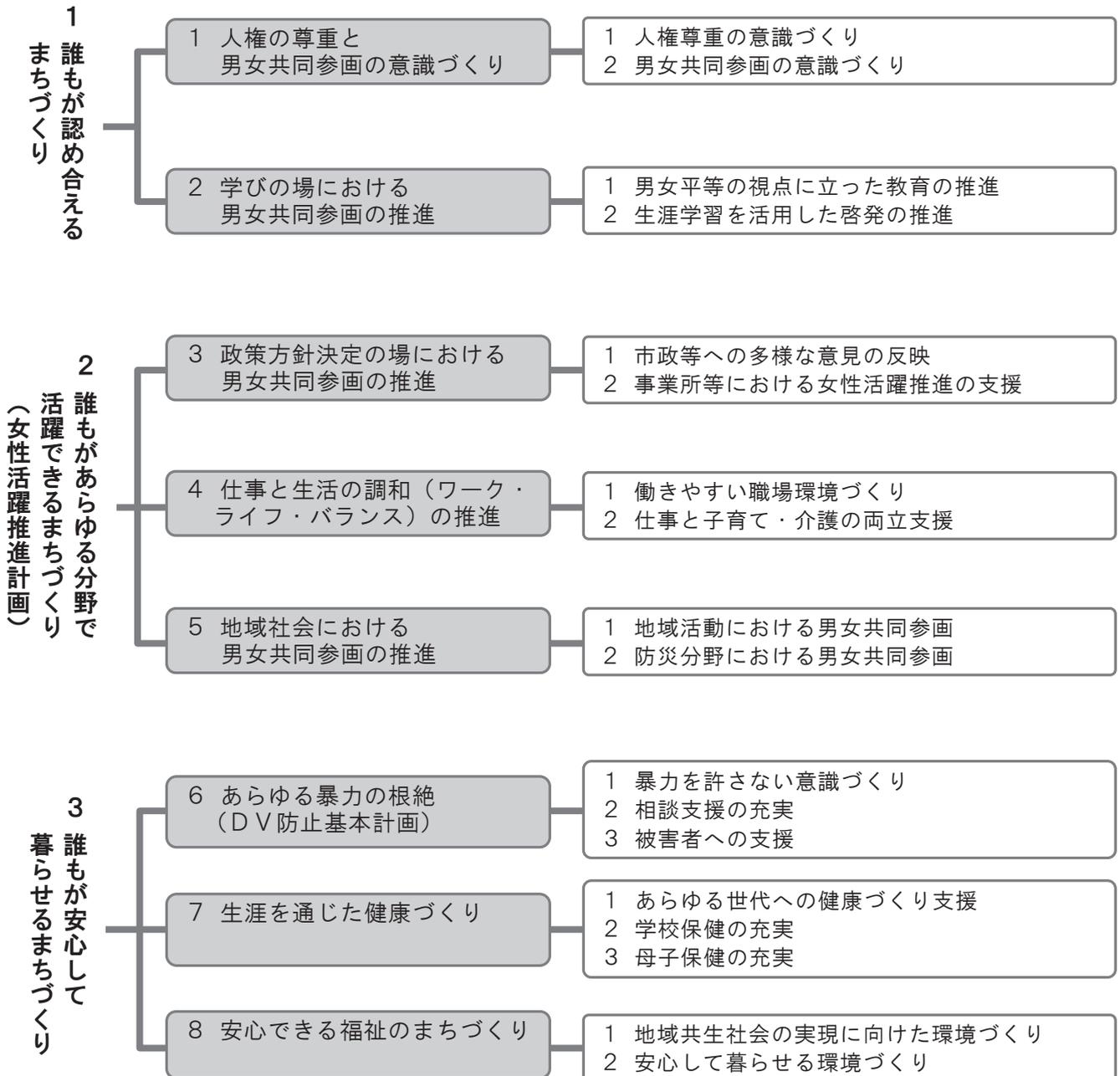
【基本方針 8】 安心できる福祉のまちづくり

## 【3】 施策体系

### 【基本目標】

### 【基本方針】

### 【主要施策】



## 第6章 施策の展開方向と行動計画

### 基本目標 1

### 誰もが認め合えるまちづくり

#### 【基本方針1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を実現するための基本となる考え方ですが、「男は男らしく、女は女らしく」という価値観に代表される固定的な性別役割分担意識や固定観念は、時代とともに変わりつつも根強く残っています。全ての人が性別や年齢、国籍、障害の有無等によって差別されず、ありのままの自分で安心して暮らせるよう、あらゆる機会を捉えた広報・啓発活動に取り組みます。

#### 1 人権尊重の意識づくり

施策	取組内容	担当課
人権尊重についての広報・啓発	あらゆる不平等や偏見をなくし、人権についての正しい理解と認識を高める広報・啓発活動を行います。 ・人権週間等の機会を活用した啓発活動の実施 ・広報紙、ホームページ、CATV等による情報提供	人権推進課
人権相談の充実	市民の多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携した人権相談の実施や相談窓口の認知向上に取り組みます。 ・人権相談の実施 ・人権相談窓口の周知 ・人権相談員の資質向上	人権推進課

## 2 男女共同参画の意識づくり

施策	取組内容	担当課
男女共同参画についての広報・啓発	<p>固定的な性別役割分担意識や固定観念を解消し、男女平等意識を育む広報・啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間等の機会を活用した啓発活動の実施</li> <li>広報紙、ホームページ、CATV等による情報提供</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室
固定観念にとらわれない広報の推進	<p>性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを社会に浸透させる行政広報物の見直しや改善に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定的な性別役割分担意識にとらわれない行政広報物の作成</li> </ul>	秘書広報課
多様な性への理解促進	<p>性的少数者（セクシュアルマイノリティ<sup>注</sup>）など、性に対する固定観念によって困難な立場に置かれている人が、安心して暮らせる社会への理解の促進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な性への理解を深める啓発活動の実施</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室 人権推進課
多文化共生への理解促進	<p>国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域で共に暮らすことができる多文化共生社会への理解の促進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生の考え方を広める啓発活動の実施</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室 人権推進課

注：【マイノリティ】社会的な少数派(minority)を意味し、性的マイノリティの場合、LGBTといった同性愛者などがこれにあたる。LGBTはL(レズビアン／女性の同性愛者)、G(ゲイ／男性の同性愛者)、B(バイセクシュアル／両性愛者)、T(トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人)の、4つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す。

## 【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて人々の意識の中に根付くものであり、人間形成の基礎が培われる幼児期や学齢期だけでなく、成人期においても継続的に学習することが必要です。一人の自立した人間として個性や能力を発揮できる正しい選択を行えるよう、男女平等の視点に立った幼児教育・保育、学校教育を推進するとともに、学校教育を支える家庭教育や図書館での自発的な学びなど、男女共同参画につながる生涯学習機会の充実に取り組めます。

### 1 男女平等の視点に立った教育の推進

施策	取組内容	担当課
男女平等意識を育む教育	人権尊重意識を育む発達段階に応じた男女平等教育を行います。 ・学習指導要領や保育指針に基づくジェンダーにとらわれない教育の実施	学校教育課 幼保こども園課
教職員等への啓発	子どもの男女平等意識を育む教職員等の意識啓発に取り組めます。 ・男女平等を意識した行事運営等の実施 ・研修等への参加促進	学校教育課 幼保こども園課

### 2 生涯学習を活用した啓発の推進

施策	取組内容	担当課
生涯学習の機会を生かした啓発	男女共同参画意識を浸透させる社会教育活動の機会を生かした啓発活動を推進します。 ・男女共同参画を意識した高齢者学級の実施 ・家庭教育の充実支援	生涯学習課
図書館活動の充実	一人ひとりの個性や能力に応じた男女共同参画意識を根付かせる図書館活動に取り組めます。 ・図書館を活用した行事等の実施	生涯学習課

## 基本目標 2

# 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり (女性活躍推進計画)

## 【基本方針 3】 政策方針決定の場における男女共同参画の推進

女性が活躍できる社会とは、働く場での活躍を望む女性が個性と能力を發揮できる社会であり、それは男性を含む誰もが暮らしやすい社会でもあります。男女が対等なパートナーとして活躍できる社会を実現するためには、多様な立場からの視点や発想を取り入れること、そして、市民一人ひとりが自らの行動を選択し、決定することが必要となることから、あらゆる分野における政策方針決定の場への市民の参画を促進します。

### 1 市政等への多様な意見の反映

施策	取組内容	担当課
政治への関心を高める広報・啓発	暮らしやすい社会に必要な多様な意見を、市政に反映させる機運を高める広報・啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・市議会情報の発信</li><li>・学校での主権者教育の実施</li><li>・投票率向上につながる意識啓発の実施</li></ul>	議会事務局 選挙管理委員会
附属機関等への女性の登用	市民の代表として男女が対等な立場で参画し、意見を市政に反映できるよう、附属機関等に占める女性委員の割合を高めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針」に基づく女性登用の働きかけの実施</li></ul>	男女共同参画・ 国際交流推進室

## 2 事業所等における女性活躍推進の支援

施策	取組内容	担当課
事業所等への啓発	<p>女性が活躍できる職場環境の整備が事業所等にもたらす効果を理解し、実践してもらえるよう、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定の働きかけの実施</li> <li>・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>注</sup>への理解促進</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室 商工観光課
女性の職業能力開発への支援	<p>働く場での活躍を望む女性が多様な選択肢の中から自分に合った働き方を選択できるよう、職業能力開発の支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア形成や起業などを支援する情報提供</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室 商工観光課
農林水産業や商工自営業への支援	<p>個人事業主やその従事者が生産・経営活動の貢献度に応じて正当に評価される仕組みを理解し、実践してもらえるよう、関係機関と連携した支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結促進</li> <li>・農業・漁業・商工業団体への働きかけの実施</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室 農林水産課 商工観光課
市女性職員へのキャリア形成支援	<p>地域における女性活躍推進の模範となる市女性職員の育成と支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の計画的な実施</li> <li>・キャリアアップ研修の実施</li> </ul>	秘書広報課
ハラスメントの防止啓発	<p>採用、配置、昇格などでの差別的取扱いや様々なハラスメントの防止につながるよう、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメントへの理解を深める啓発活動の実施</li> <li>・ハラスメント相談窓口の周知</li> </ul>	男女共同参画・国際交流推進室 秘書広報課

注：【積極的改善措置(ポジティブ・アクション)】職場等において、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取組。

## 【基本方針4】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、家庭や地域などあらゆる場において、また、家事や育児、介護といったライフステージに応じた柔軟な生き方、市民一人ひとりがやりがいや充実感を得られる自分らしい働き方を選択することです。ワーク・ライフ・バランスの実現は、雇用環境改善や生産性向上、持続的可能な社会の実現にもつながることから、関係機関と連携した広報・啓発活動、仕事と子育て・介護の両立支援に取り組めます。

### 1 働きやすい職場環境づくり

施策	取組内容	担当課
多様な働き方への理解促進	仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を選択できる社会への理解の促進に取り組めます。 ・多様な働き方を認め合える社会への理解促進 ・労働関係法令・制度の周知	男女共同参画・国際交流推進室 商工観光課
働きやすい職場環境整備への理解促進	誰もが働きやすい職場環境の整備が生産・経営活動にもたらす効果を事業所等が理解し、実践してもらえるよう、関係機関と連携した啓発活動に取り組めます。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発活動の実施 ・労働関係法令・制度の周知	男女共同参画・国際交流推進室 商工観光課

### 2 仕事と子育て・介護の両立支援

施策	取組内容	担当課
仕事と子育ての両立支援	保護者のニーズに対応した保育事業を推進できるよう、仕事と子育てが両立できる環境の整備に取り組めます。 ・「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく子育て支援の充実	子育て支援課
仕事と介護の両立支援	多様な高齢者福祉・介護保険事業を提供できるよう、仕事と介護が両立できる環境の整備に取り組めます。 ・「さぬき市高齢者福祉計画及びさぬき市介護保険事業計画」に基づく介護サービスの充実	長寿介護課
男性の参画促進	家事や子育て、介護など、あらゆる分野へ男性が参画できる社会への理解の促進に取り組めます。 ・男性の参画への理解を深める啓発活動の実施 ・男性料理教室の実施	男女共同参画・国際交流推進室 国保・健康課

## 【基本方針5】地域社会における男女共同参画の推進

市民一人ひとりがやりがいや充実感を得られる自分らしい生き方を実現するためには、個人や家庭だけでなく、地域社会に根付いた固定的な性別役割分担意識や固定観念を解消する必要があります。身近な暮らしの場である地域社会では、市民同士が学びあうことが互いの理解を深める助けとなることから、課題解決に取り組む市民主体の活動を支援するとともに、市民の安全と安心を確保する防災対策に取り組みます。

### 1 地域活動における男女共同参画

施策	取組内容	担当課
市民主体の活動への支援	男女共同参画につながる市民主体の活動やネットワークづくりへの支援に取り組みます。 ・市民主体の男女共同参画推進活動の支援 ・男女共同参画推進市民サポーターの活動支援	男女共同参画・国際交流推進室

### 2 防災分野における男女共同参画

施策	取組内容	担当課
防災対策への女性の参画促進	男女のニーズや性差などを反映させた防災体制の確立に取り組みます。 ・「さぬき市地域防災計画」に基づく男女の視点を生かした防災対策の充実	危機管理課

## 基本目標 3

## 誰もが安心して暮らせるまちづくり

### 【基本方針6】あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

あらゆる暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間での暴力の根絶は、社会全体で取り組み克服すべき重大な課題です。DVやデートDV、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、児童虐待などの防止について関係機関と連携した広報・啓発活動を行うとともに、暴力による被害者や関係者への相談・支援体制の充実に取り組みます。

#### 1 暴力を許さない意識づくり

施策	取組内容	担当課
暴力根絶に向けた 広報・啓発	幅広い年齢層が暴力をなくす意識を共有できる 広報・啓発活動を行います。 ・女性に対する暴力をなくす運動等の機会を活用 した啓発活動の実施 ・若年層や教職員等へのデートDV防止啓発活動 の実施 ・広報紙、ホームページ、CATV等による情報 提供	男女共同参画・ 国際交流推進室 子育て支援課

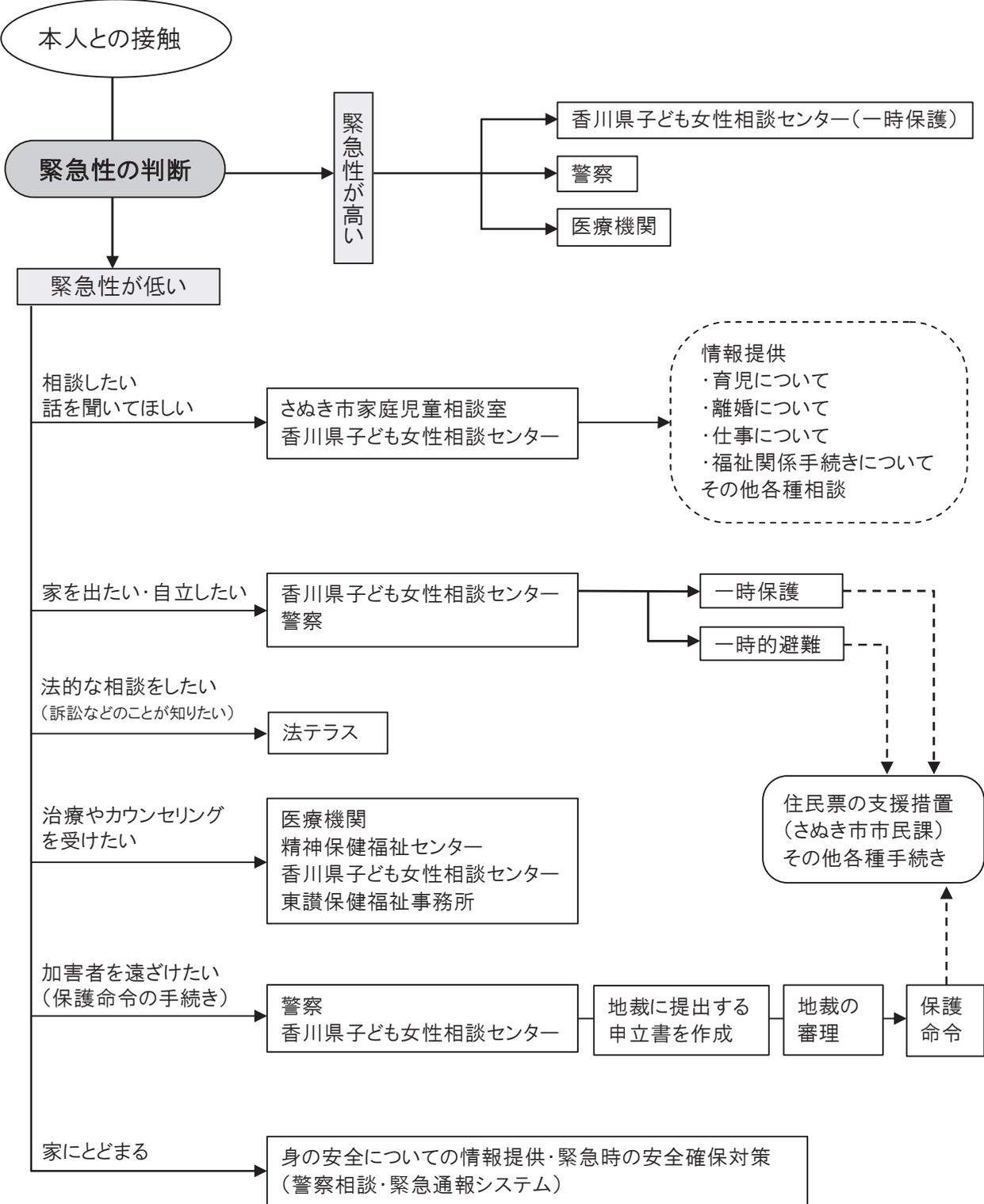
#### 2 相談支援の充実

施策	取組内容	担当課
女性相談の充実	暴力被害などの相談に対応できるよう、関係機関 と連携した女性相談の実施や相談窓口の認知向 上に取り組みます。 ・家庭児童相談室における女性相談の実施 ・女性相談窓口の周知 ・女性相談員の資質向上	男女共同参画・ 国際交流推進室 子育て支援課

#### 3 被害者への支援

施策	取組内容	担当課
被害者への支援	被害者の二次的被害防止や自立した生活への復 帰につながる切れ目のない支援とネットワーク 強化に取り組みます。 ・関係機関と連携した被害者支援の実施 ・専門研修等への参加促進	子育て支援課

DV被害者の自己決定を支援するためのフロー図



## 【基本方針7】生涯を通じた健康づくり

男女が元気でいきいきと社会参画するためには、日頃からの心身の健康づくりが基本であり、生涯にわたって市民一人ひとりのライフステージに応じた健康維持・増進の実践が重要です。互いの性差に応じた健康への理解が深められるよう、自己管理による健康意識の向上や情報提供の充実など、正確な知識に基づく生涯にわたる健康支援に取り組みます。

### 1 あらゆる世代への健康づくり支援

施策	取組内容	担当課
市民の健康づくりの推進	男女共同参画社会を支える生涯を通じた市民の健康づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市健康増進計画（さぬき・すこやかプラン21）」に基づく健康の保持・増進</li> <li>・各種教室・相談など、ライフステージに応じた健康づくりの実施</li> <li>・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や母性保護への意識啓発</li> </ul>	国保・健康課 市民病院

### 2 学校保健の充実

施策	取組内容	担当課
児童生徒の健康教育の推進	性や健康について自ら正しい判断ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた健康教育と保護者の意識啓発に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いのちのせんせい」派遣事業、薬物乱用防止教室等の機会を活用した健康教育の実施</li> <li>・小児生活習慣病予防健診を活用した啓発活動の実施</li> </ul>	学校教育課 国保・健康課
教育相談の充実	専門的な立場から児童生徒の健やかな発達を支援する教育相談の充実に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の配置</li> <li>・関係機関と連携した教育相談の実施</li> </ul>	学校教育課

### 3 母子保健の充実

施策	取組内容	担当課
母子保健の充実	子育て支援と連携した、妊娠・出産・育児を通じた切れ目のない母子保健の充実に取り組みます。 ・子育て世代包括支援センターでの啓発活動の実施 ・新生児・乳幼児訪問指導の実施	国保・健康課
小児医療の充実	地域の中で子どもが健やかに成長できる小児医療の充実に取り組みます。 ・小児医療、夜間小児救急医療体制の継続	市民病院
性差に応じた健康づくり	生涯を通じた健康を保持できるよう、身体的性差に応じた心と身体健康づくりに取り組みます。 ・がん検診受診率向上につながる意識啓発の実施 ・性別特有の疾病への啓発活動の実施 ・生活習慣病予防啓発活動の実施 ・性感染症や喫煙、飲酒、薬物などへの啓発活動の実施	国保・健康課

## 【基本方針8】安心できる福祉のまちづくり

多様な価値観を持つ市民が交流する地域社会では、市民一人ひとりのニーズを把握しながら社会参画を促す、男女共同参画の視点を生かした地域の支え合い活動が求められます。多様化する地域課題の解決につながるよう、市民や関係機関が連携した福祉サービスの充実に取り組むとともに、高齢者や障害者など、生活上の困難を抱えるすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

### 1 地域共生社会の実現に向けた環境づくり

施策	取組内容	担当課
地域支え合い活動への支援	生涯を通じた地域での暮らしを支える地域支え合い活動への支援に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・「さぬき市地域福祉計画」に基づく地域福祉の充実</li><li>・自治会や事業所等による地域見守り活動の実施</li><li>・地域共生社会を支えるリーダーの育成支援</li></ul>	福祉総務課

## 2 安心して暮らせる環境づくり

施策	取組内容	担当課
子育て支援の推進	<p>子育て世代が地域で安心して子育てできるよう、子育て支援の充実に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく子育て支援の充実</li> <li>・放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの充実</li> <li>・関係機関と連携した相談事業の実施</li> </ul>	子育て支援課
高齢者福祉の推進	<p>高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、生活の支援や生活環境の向上、権利擁護の推進など高齢者福祉の充実に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市高齢者福祉計画及びさぬき市介護保険事業計画」に基づく高齢者福祉の充実</li> <li>・高齢者福祉タクシー助成事業の実施</li> <li>・高齢者虐待防止啓発活動の実施</li> <li>・関係機関と連携した相談事業の実施</li> </ul>	長寿介護課
障害者福祉の推進	<p>障害のある人が住み慣れた地域で自分の生き方を主体的に選び、決めることができるよう、生活環境の向上や社会参加の支援、権利擁護の推進など障害者福祉の充実に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市障害者計画等」に基づく障害者福祉の充実</li> <li>・障害者福祉タクシー助成事業の実施</li> <li>・障害者虐待防止啓発活動の実施</li> <li>・関係機関と連携した相談事業の実施</li> </ul>	障害福祉課
ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭の自立を促せるよう、家庭の状況に応じた子育てや就業等の支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく総合的な支援の実施</li> <li>・母子・父子自立支援員の配置</li> <li>・関係機関と連携した相談事業の実施</li> </ul>	子育て支援課



## 第7章 プランの推進

### 【1】推進体制

---

#### 1 さぬき市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

さぬき市男女共同参画推進条例に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 2 庁内推進体制の充実

- (1) 「さぬき市男女共同参画推進本部」会議を定期的で開催し、男女共同参画の進捗状況を把握するとともに、庁内における男女共同参画の推進の強化に取り組みます。
- (2) 市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、職員の意識改革や組織横断的な連携の強化に取り組みます。
- (3) 「さぬき市男女共同参画推進協議会」の意見を踏まえ、男女共同参画プランの着実な推進に取り組みます。
- (4) 男女共同参画施策の実施に伴う市民意識の変化を測定するため、定期的に市民アンケート調査を実施します。

#### 3 市民との連携

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが大切であることから、市、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者との連携や協働を推進します。

#### 4 関係機関との連携

男女共同参画プランを効果的に推進するためには、組織横断的な協力体制の構築が重要であることから、国や県、近隣自治体、警察、医療機関等との連携の強化をはじめ、情報の収集・提供、共同事業の実施などに取り組みます。

### 【2】進捗管理

---

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、進捗状況の定期的な点検・評価・改善に取り組むとともに、実施結果について報告書を作成し、ホームページで公表します。

### 【3】数値目標

★…重点項目

項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 35 年度	担当課
<b>基本目標1 誰もが認め合えるまちづくり</b>			
社会全体において「男女平等」と感じる市民の割合★	18.0%	30%以上	男女共同参画・国際交流推進室
人権尊重の意識を啓発する講座等の実施	4 回 (219 人)	4 回以上	人権推進課
男女共同参画の意識を啓発する講座等の実施	4 回 (191 人)	4 回以上	男女共同参画・国際交流推進室
子どもを対象とした男女共同参画講座等の実施	2 回 (63 人)	2 回以上	男女共同参画・国際交流推進室
社会全体において「男女平等」と感じる中学生の割合	60.7%	70%以上	男女共同参画・国際交流推進室
幼稚園・保育所・こども園での男女平等教育の実施	100%	100%	幼保こども園課
男女共同参画につながる生涯学習講座等の実施	1 回 (52 人)	2 回以上	生涯学習課
<b>基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくり</b>			
附属機関等※1の女性委員の割合	28.6%	35%以上	男女共同参画・国際交流推進室
家族経営協定の締結数	30 経営体	35 経営体以上	農林水産課
市役所の女性管理職の割合※2	12.5%	17%以上	秘書広報課
職場において「男女平等」と感じる市民の割合★	33.6%	40%以上	男女共同参画・国際交流推進室
市役所男性職員の育児休業取得率	9.1%	12%以上	秘書広報課

※1：地方自治法第 180 条の5及び第 202 条の3に基づくもの

※2：市民病院を除く

項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 35 年度	担当課
男女共同参画推進市民サポーターの登録数	15 人	20 人以上	男女共同参画・国際交流推進室
さぬき市防災会議の女性委員の割合	17.6%	20%以上	危機管理課
<b>基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくり</b>			
DV被害を「どこ(だれ)に相談してよいかわからない」とする市民の割合★	11.9%	10%以下	男女共同参画・国際交流推進室
児童虐待防止啓発の実施	19 回	10 回以上	子育て支援課
ライフステージに応じた心身の健康づくりに役立つ講座等の実施	27 回	33 回以上	市民病院
子宮頸がん検診受診率	14.5%	50%以上	国保・健康課
高齢者等が安心して暮らせる支援において「満足できる」「やや満足できる」と感じる市民の割合	43.7%	45%以上	男女共同参画・国際交流推進室
地域見守り隊の登録数	37 隊	55 隊以上	福祉総務課
ファミリー・サポート・センターの登録会員数	おねがい会員 220 人 まかせて会員 146 人 どっちも会員 8 人	おねがい会員 220 人以上 まかせて会員 180 人以上	子育て支援課
高齢者虐待防止啓発の実施	26 回	35 回以上	長寿介護課
障害者虐待防止啓発の実施	1 回	2 回以上	障害福祉課

## 資料編

### 【1】第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）の策定経過

年月	内容	
平成 29 年 5 月 22 日	平成 29 年度第 1 回男女共同参画推進協議会	・プラン策定に向けた研修会 ・意識調査の内容検討
平成 29 年 6 月 2 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・意識調査の概要説明
平成 29 年 6 月 19 日	平成 29 年度第 2 回男女共同参画推進協議会	・調査項目の検討
平成 29 年 7 月 3 日	平成 29 年度第 3 回男女共同参画推進協議会	・調査項目の検討
平成 29 年 8 月～9 月	第 2 次さぬき市男女共同参画プラン（後期計画）意識調査	・調査対象別に実施（市民、中学生、教職員、市職員、市内事業所）
平成 30 年 2 月 26 日	平成 29 年度第 4 回男女共同参画推進協議会	・意識調査の結果報告 ・プラン施策体系の検討
平成 30 年 3 月 2 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・意識調査の結果報告
平成 30 年 4 月 2 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・プラン策定の概要説明
平成 30 年 5 月 21 日	平成 30 年度第 1 回男女共同参画推進協議会	・プラン策定方針の検討
平成 30 年 5 月～6 月	男女共同参画に関する意見聴取	・調査対象別に実施（男女共同参画推進協議会委員、男女共同参画推進市民サポーター、市民企画事業実施団体）
平成 30 年 6 月 1 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・プラン策定の経過報告
平成 30 年 7 月 9 日	平成 30 年度第 2 回男女共同参画推進協議会	・中学生ワークショップの検討 ・委員意見交換（グループミーティング）
平成 30 年 7 月	第 2 次さぬき市男女共同参画プラン進捗状況調査	・男女共同参画施策の推進状況点検
平成 30 年 8 月 2 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・プラン策定の経過報告
平成 30 年 8 月 6 日	中学生ワークショップ	・テーマ「家庭生活の役割分担について考えよう」
平成 30 年 8 月 31 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・進捗状況調査の結果報告
平成 30 年 10 月 1 日	平成 30 年度第 3 回男女共同参画推進協議会	・素案の検討
平成 30 年 10 月～11 月	関係各課ヒアリング	・具体的取組の協議
平成 30 年 11 月 12 日	平成 30 年度第 4 回男女共同参画推進協議会	・素案の検討
平成 30 年 11 月 30 日	男女共同参画推進本部会議（部長会議）	・素案の報告
平成 30 年 12 月 3 日～平成 31 年 1 月 4 日	市民意見募集（パブリックコメント）	・素案への意見募集
平成 31 年 1 月 28 日	平成 30 年度第 5 回男女共同参画推進協議会	・市民意見募集の結果報告 ・プラン案の検討
平成 31 年 2 月 25 日	平成 30 年度第 6 回男女共同参画推進協議会	・プラン案の検討
平成 31 年 3 月	プラン策定	

## 【2】さぬき市男女共同参画推進協議会委員名簿

役職	氏名	所属等	選任区分
会長	村上 弥生	香川大学男女共同参画推進室 コーディネーター	推薦【学識】
副会長	筒井 美佐子	さぬき市子ども・子育て会議委員	推薦【子育て】
	尾崎 勝	さぬき市商工会会長	推薦【商工業】
	柿木 英子		公募
	金子 幸夫	さぬき市人権擁護委員	推薦【人権】
	亀井 達男		公募
	小山 富子		公募
	多田 文子		公募
	南田 幸一		公募
	宮本 暢子		公募
	六車 信男	連合香川東地域協議会副議長	推薦【労働】
	山中 正治	さぬき市立さぬき南小学校校長	推薦【学校】

50音順（会長、副会長を除く）、敬称略（所属等は平成31年1月1日現在）

## 【3】さぬき市男女共同参画関連条例等

### 1 さぬき市男女共同参画推進条例

平成21年6月24日条例第21号

私たちはみな、性別に関わりなく、個人として尊重される平等な存在です。

国における「男女共同参画社会基本法」の制定という動きのなかで、さぬき市では「さぬき市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行が根強く残っており、真の男女平等の実現を妨げることになっています。

私たちは、国内外の様々な場所で生まれ育った人たちがさぬき市民として暮らすなかで、お互いの多様な生き方を認め合い、男女が対等な立場で人権を尊重し、共に責任を担い、利益も分かち合う男女共同参画社会の実現を急がなければなりません。

ここに、私たちは、市民一人一人が互いを大切にし、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができまちなち」さぬき市をつくることを目指してこの条例を定めます。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会
- (2) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び滞在するすべての人
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる人
- (5) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に地域活動を行う団体
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の

届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であった者に対する、身体的、性的、精神的又は経済的苦痛を与える暴力的行為及びその行為から生ずる子への暴力的行為

- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の心身に不快感や苦痛を与え、相手の生活環境を害すること、又はその相手に不利益を与える行為
- (8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければなりません。

- (1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、その社会活動を制限されることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における施策や方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女は、互いに尊重し合い、相互の協力と社会的支援のもと、家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女は、互いに尊重し合い、それぞれの性に関する理解を深め、また、妊娠、出産等について互いの意思が尊重され、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、共に生涯にわたり健康な生活が営まれる

ようにすること。

- (8) 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と密接に関わっていることから、その動向に配慮するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民の意見を尊重するとともに、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力します。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるよう努めます。
- 4 市は、政策の立案及び決定過程に男女の区別なく参画できること、男女が共に働きやすい職場環境の整備等、率先して男女共同参画を推進します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとします。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女の対等な参画機会を確保し、雇用上の格差を解消するよう努めるとともに、男女が職場における活動と家庭、地域、学校等における活動とを両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うよう努めるものとします。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(市民が関わる各種団体の責務)

第8条 市民が関わる各種団体は、その団体活動において、男女の対等な参画機会を確保し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

- 2 市民が関わる各種団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他の

あらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為若しくは性的いやがらせを助長又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めるものとします。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(基本計画)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定します。

- 2 市は、基本計画を策定する場合は、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、さぬき市男女共同参画推進協議会に意見を求めます。
- 3 市は、基本計画を策定したときは、これを公表します。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用します。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場の活動において、男女間の参画機会に係る格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的格差是正措置を講じるよう努めます。

- 2 市は、市の施策の立案及び決定過程に男女が平等に参画できるよう、附属機関等における委員の構成について、基本計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。
- 3 市は、男女平等を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めます。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表します。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第14条 市は、男女が共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場における活動を両立することができるように必要な支援と環境整備に努めます。

(学習及び教育における支援等)

第15条 市は、男女共同参画について関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するよう努めるとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めます。

(情報提供及び普及啓発)

第16条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女共同参画に関する意識の普及及び啓発に努めます。

(推進体制の整備)

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、円滑かつ総合的に推進するため、庁内組織の充実、強化に努めます。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点の整備に努めます。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さぬき市男女共同参画推進協議会を置きます。

(苦情及び相談への対応)

第 18 条 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適正かつ迅速に対応します。

2 市は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、さぬき市男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができます。

3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(実施状況の報告)

第 19 条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表します。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

## 2 さぬき市男女共同参画推進協議会規則

平成 22 年 8 月 18 日規則第 25 号  
改正 平成 28 年 3 月 28 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さぬき市男女共同参画推進条例（平成 21 年さぬき市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき設置するさぬき市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例及びさぬき市男女共同参画プランに基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画についての情報収集及び調査研究に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満にならないよう努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画推進に関し識見を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、総務部秘書広報課男女共同参画・国際交流推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にさぬき市男女共同参画推進協議会設置要綱（平成 17 年さぬき市告示第 39 号。以下「要綱」という。）の規定により委嘱されている委員である者は、この規則の施行の日に、第 3 条第 1 項の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に要綱の規定により互選されている会長又は副会長である者は、この規則の施行の日に、第 5 条第 1 項の会長又は副会長として互選されたものとみなす。

附 則（平成 28 年規則第 14 号）抄

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 さぬき市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年3月24日訓令第11号  
最終改正 平成30年3月30日訓令第5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さぬき市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長は、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係部局の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部秘書広報課男女共同参画・国際交流推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第28号）

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

附 則（平成18年訓令第20号）

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第24号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第3号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第6号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第5号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第1号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第3号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第5号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	役職名
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	議会事務局長
	総務部長
	市民部長
	健康福祉部長
	建設経済部長
	市民病院経営管理局长 教育委員会事務局教育部長

## 【4】関係法令等

### 1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正 平成11年12月23日法律第160号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提

供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策

及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講

ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条・第3条 (略)

## 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及

び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるもの

とする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間

の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消す

ことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。  
(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする

者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を

勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものと

して内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円

以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の科料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認め

るときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5条・第6条 （略）

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） （略）

### 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正 平成26年4月23日法律第28号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた  
取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも  
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済  
が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者から  
の暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が  
困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個  
人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実  
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を  
保護するための施策を講ずることが必要である。このこと  
は、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会  
における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、  
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴  
力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定す  
る。

#### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配  
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻  
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。  
以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及  
ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身  
体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者から  
の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚  
をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、  
当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す  
る暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力  
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい  
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、  
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻  
関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同  
様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止  
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、  
その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及

び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において  
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止  
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針  
（以下この条並びに次条第1項及び第3項において  
「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第  
1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本  
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す  
る基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう  
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議  
しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと  
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府  
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この  
条において「都道府県基本計画」という。）を定めな  
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め  
るものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す  
る基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に  
即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町  
村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この  
条において「市町村基本計画」という。）を定めるよ  
う努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村  
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ  
れを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基  
本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言  
その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、

配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害

者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っている

ことその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は

援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる

事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したとき

も、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。  
（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護

命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

### 第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

### 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲

役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を

目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号)抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

## 4 香川県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 27 日条例第 3 号  
最終改正 平成 25 年 12 月 20 日条例第 62 号

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する

施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

(1)性別による差別的取扱い

(2)セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)

(3)男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

### 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 8 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。  
(県民等の理解を深めるための措置)
- 第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。  
(県民等に対する支援)
- 第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(市町に対する支援)
- 第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(附属機関等の委員の構成)
- 第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。  
(調査研究)
- 第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。  
(体制の整備等)
- 第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(事業者の報告)
- 第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。  
(男女共同参画の推進状況等の公表)
- 第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。  
(相談及び苦情の処理)
- 第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画

審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

第19条 県は、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手(以下「配偶者等」という。)からの第7条第3号に掲げる行為(以下「暴力的行為」という。)を受けた者(配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であつて、当該配偶者等であつた者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者(以下「加害者」という。)からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

### 第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成16年12月21日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第62号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

## 【5】男女共同参画関係年表

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1945 (昭和 20)	・「国際連合」設立	・「衆議院議員選挙法」改正（婦人参政権）		
1946 (昭和 21)	・国連「婦人の地位向上委員会」設置			
1948 (昭和 23)	「世界人権宣言」採択			
1959 (昭和 34)			・「香川県婦人活動推進本部」設置 ・「香川県婦人懇談会」設置	
1967 (昭和 42)	・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1968 (昭和 43)	・第 1 回国際人権会議(テヘラン)			
1975 (昭和 50)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催		
1976 (昭和 51)	・「国連婦人の 10 年」（1976 年～1985 年）	・「育児休業法」（保母等）施行 ・民法改正（離婚後の姓の選択自由）		
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定		
1979 (昭和 54)	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択			
1981 (昭和 56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・民法及び家事審判法一部改正（配偶者相続分 1/2 に引上げ） ・「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」決定	・「第二次香川県民福祉総合計画」策定（「婦人対策の推進」位置付け） ・「香川県婦人懇談会」再発足	
1982 (昭和 57)			・「香川県婦人行動計画」策定 ・「香川県婦人対策推進本部」再発足	
1983 (昭和 58)			・「各種婦人団体懇話会」設立	
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）「西暦 2000 年に向けての 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法一部改正（父母両系主義） ・「女子差別撤廃条約」批准 ・ナイロビ世界会議政府間会議参加	・「第三次香川県民福祉総合計画」策定（「婦人の地位向上」についての課題明示） ・ナイロビ世界会議・NGO フォーラムへ香川県各種婦人団体懇話会代表 5 名を派遣	

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1986 (昭和 61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人問題企画推進本部 拡充(構成を全省庁に拡大)</li> <li>・ 婦人問題企画推進有識者会議開催</li> <li>・ 「国民年金法」改正(女性の年金権確立)</li> <li>・ 「男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の海外派遣研修事業開始</li> <li>・ 広報誌「かがわ女性ジャーナル」創刊</li> </ul>	
1987 (昭和 62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>		
1988 (昭和 63)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「香川女性のための新行動計画」策定</li> <li>・ 新行動計画推進地域会議事業開始</li> </ul>	
1990 (平成 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連婦人の地位委員会 拡大会期</li> <li>・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県「女性友好の翼」事業開始</li> <li>・ 「香川県 21 世紀長期構想」策定(「男女共同参加の促進」を明示)</li> </ul>	
1991 (平成 3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改訂)」</li> </ul>		
1992 (平成 4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「育児休業法」施行</li> <li>・ 初代婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定</li> <li>・ 「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置</li> </ul>	
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択</li> <li>・ 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「パートタイム労働法」施行</li> </ul>		
1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言」採択</li> <li>・ 国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男女共同参画室」(総理府)、「男女共同参画審議会」設置(政令)</li> <li>・ 「男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>		
1995 (平成 7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会開発サミット(コペンハーゲン)「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択</li> <li>・ 第 4 回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「育児休業法」改正(介護休業の法制化)</li> </ul>		

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進連携会議発足</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県21世紀長期構想事業計画」策定</li> <li>・「香川県男女共同参画推進本部」「香川県女性懇談会」設置</li> <li>・「婦人児童課女性対策推進室」を「青少年女性課女性政策室」に改称し、生活環境部へ移管</li> </ul>	
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「労働省婦人局婦人少年室」を「労働省女性局女性少年室」に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画(改定)」策定</li> <li>・「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称</li> </ul>	
1998 (平成10)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性有識者名簿」作成</li> </ul>	
1999 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E S C A Pハイレベル政府間会議(バンコク)「北京行動綱領の更なる実施に向けての勧告」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布、施行</li> </ul>		
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険法」施行</li> <li>・「都道府県労働局」設置、「女性少年室」を「雇用均等室」に改称</li> <li>・「ストーカー規制法」施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年女性課女性政策室」を「青少年女性課男女共同参画推進室」に改称</li> <li>・香川県新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定</li> </ul>	
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置</li> <li>・第1回男女共同参画週間「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> <li>・「配偶者暴力防止法(DV防止法)」施行</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県男女共同参画推進委員会」設置</li> <li>・「かがわエンゼルプラン21」策定</li> <li>・「かがわ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	
2002 (平成14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>・「配偶者暴力防止法の円滑な施行について」男女共同参画会議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・「青少年女性課男女共同参画推進室」を「青少年・男女共同参画課」に改称し、政策部へ移管</li> <li>・「配偶者暴力相談支援センター」設置</li> <li>・「男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置</li> <li>・各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さぬき市発足</li> <li>・企画部企画財政課内に「男女共同参画担当」設置</li> <li>・「さぬき市男女共同参画推進活動事業費助成金交付要綱」施行</li> </ul>

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康増進法」施行</li> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年・男女共同参画課」を総務部へ移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部政策課に「男女共同参画推進担当」設置</li> <li>・教育委員会事務局生涯学習課が「女性教育・家庭教育(社会教育関係)」担当</li> <li>・「さぬき市男女共同参画プラン策定委員会」設置</li> <li>・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施</li> </ul>
2004 (平成 16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正児童買春・ポルノ禁止法」施行</li> <li>・「改正児童虐待防止法」施行</li> <li>・「改正DV防止法」施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市男女共同参画プラン」策定</li> <li>・志度働く婦人の家内に「さぬき市男女共同参画情報スペース」設置</li> </ul>
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京」+10)世界閣僚会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」後期事業計画策定</li> <li>・「香川県次世代育成支援行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部秘書課内に「男女共同参画担当」配置換</li> <li>・「さぬき市男女共同参画推進本部」設置</li> <li>・「さぬき市男女共同参画推進協議会」設置</li> </ul>
2006 (平成 18)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かがわ男女共同参画プラン」(後期計画)策定</li> <li>・「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定</li> <li>・「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定</li> <li>・「かがわ男女共同参画相談プラザ」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市男女共同参画を推進する条例研究グループ」設置</li> </ul>
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>・「DV防止法」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年・男女共同参画課」と「県民参画課」を統合し、「県民活動・男女共同参画課」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部政策課内に「男女共同参画担当」配置換</li> </ul>
2008 (平成 20)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」改定</li> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施</li> </ul>
2009 (平成 21)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市男女共同参画推進条例」制定(6月24日公布・施行)</li> <li>・「さぬき市男女共同参画プラン後期計画」策定</li> </ul>
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E S C A P 「北京行動綱領実施」に関するハイレベル政府間会合(「バンコク宣言」採択)</li> <li>・第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京」+15)記念会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県次世代育成支援行動計画」(後期計画)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さぬき市男女共同参画推進協議会規則」施行</li> </ul>

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2011 (平成 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関 UN Women 正式発足	・「改正次世代育成支援対策推進法」施行	・「第2次かがわ男女共同参画プラン」策定 ・「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	・「さぬき市男女共同参画推進活動事業助成金交付要綱」施行
2012 (平成 24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		・「男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2013 (平成 25)		・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「DV防止法」改正		・「さぬき市男女共同参画推進市民サポーター」設置 ・「さぬき市男女共同参画推進市民サポーター育成支援事業実施要綱」施行 ・「男女共同参画に関する中学生ワークショップ」開催
2014 (平成 26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「改正次世代育成支援対策推進法」施行	・「香川県健やか子ども支援計画」策定	・「第2次さぬき市男女共同参画プラン」策定
2015 (平成 27)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「県民活動・男女共同参画課」を「男女参画・県民活動課」に改称し、政策部へ移管 ・「第3次かがわ男女共同参画プラン」策定	
2016 (平成 28)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	・総務部秘書広報課内に「男女共同参画・国際交流推進室」設置
2017 (平成 29)			・「かがわ働く女性活躍推進計画」策定	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2018 (平成 30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		・「男女共同参画に関する中学生ワークショップ」開催
2019 (平成 31)				・「第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）」策定

## 【6】用語解説

用語	説明
<b>【あ行】</b>	
HDI（人間開発指数）	保健、教育、所得という人間開発の3つの側面を測る指数（平均寿命、就学率、一人当たりGDP等）。値が大きいほど、所得水準や経済成長率など国の開発度合いが大きいことを示している。
M字カーブ	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、おおむね30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。
エンパワーメント	「力を付けること」の意味。自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。
<b>【か行】</b>	
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
国際婦人年	1972（昭和47）年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975（昭和50）年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976（昭和51）年～1985（昭和60）年までの10年間を「国連婦人の10年」とした。
国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000（平成12）年にニューヨークで開催された。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。
国連婦人の10年	国連が女性の地位向上を目指して、1975（昭和50）年の第30回国連総会において設けた国際婦人年で、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までの10年間を「国連婦人の10年～平等・発展・平和～」とすることが宣言された。国連は「世界行動計画」を採択し、世界各国、各機関、各団体が女性の地位向上のため、それぞれの地域の実情に応じて目標を設定し、その達成のために行動することを呼びかけた。
国連婦人の地位委員会（CSW）	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946（昭和21）年6月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行う。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
<b>【さ行】</b>	
GII（ジェンダー不平等指数）	国家の人間開発の達成が、男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする指数。値が小さいほど、男女間の格差が小さいことを示している。

用語	説明
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
GGI（ジェンダー・ギャップ指数）	経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に、男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。値が大きいほど、男女間の格差が小さいことを示している。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」に2003（平成15）年7月に制定された法律。10年間の時限立法であったが、2014（平成26）年4月の改正により10年延長されている。
GDI（ジェンダー開発指数）	人間開発の達成度における女性と男性の間の格差を示す指数。値が大きいほど、男女間の格差が小さいことを示している。
市民企画事業（男女共同参画推進活動事業）	さぬき市内に在住、在勤、在学する方が半数以上所属する3人以上の団体または市内事業所で、かつ活動拠点がさぬき市である市民グループ等が、自主的に実施するまちづくり活動に対して市が助成を行う事業。
女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としているもの。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。
ストーカー行為	特定の相手への恋愛感情や、その気持ちが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足する目的により、つきまとい、まちぶせ、無言電話等の行為を反復して行うこと。異常なほどの執着心、支配欲に基づく行動で、なかなか歯止めがきかず、行動がエスカレートすることが特徴。
世界女性会議	1975（昭和50）年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回（国際婦人年女性会議）は1975（昭和50）年にメキシコシティで、第2回（「国連婦人の10年」中間年世界会議）は1980（昭和55）年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議）は1985（昭和60）年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995（平成7）年に北京で開催された。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反した不快な性的言動や行為のこと。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置をいう。
<b>【た行】</b>	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
男女共同参画週間	男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、2001（平成13）年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として定めたもの。

用語	説明
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、1985（昭和 60）年に制定。その後、1997（平成 9）年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。さらに、2006（平成 18）年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。
デート DV	交際相手から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしぼる、怒鳴ったり暴力をふるう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形の暴力を含む。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者等から振るわれる暴力のこと。殴る・蹴る等の身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す等の精神的暴力、交友関係の監視・制限等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等がある。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえている。男女共同参画推進条例では、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、交際の相手等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。」としている。
【は行】	
パブリックコメント	行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。2005（平成 17）年 6 月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。
パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織。
北京宣言及び行動綱領	第 4 回世界女性会議で採択された。行動綱領は 12 の重大問題領域に沿って女性が力をつけるための行動計画を記している。具体的には、「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性と武力闘争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女児」の 12 項目となっている。
【ま行】	
マイノリティ	社会的な少数派（minority）を意味し、性的マイノリティの場合、LGBT といった同性愛者などがこれにあたる。LGBT は L（レズビアン／女性の同性愛者）、G（ゲイ／男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル／両性愛者）、T（トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人）の、4 つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す。
マタニティハラスメント	職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。

用 語	説 明
【ら行】	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成 6）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び 1995（平成 7）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活とが調和あるいは両立している状態。「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

---

## 第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）

2019（平成31）年度～2023（平成35）年度

2019（平成31）年3月

発行／さぬき市総務部秘書広報課 男女共同参画・国際交流推進室

〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 8

TEL (087) 894-1660 / FAX (087) 894-4440

---



さぬき市

